

令和元年6月第103回内子町議会定例会会議録（第1日）

○招集年月日 令和元年6月6日（木）  
 ○開会年月日 令和元年6月6日（木）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

1番	大西啓介君	2番	関根律之君
3番	向井一富君	4番	久保美博君
5番	森永和夫君	6番	菊地幸雄君
7番	泉浩壽君	8番	大木雄君
9番	山本徹君	10番	才野俊夫君
11番	下野安彦君	12番	林博君
13番	山崎正史君	14番	寺岡保君
15番	中田厚寛君		

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林慎一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君		
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	黒澤賢治君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第6号）

令和元年6月6日（木）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告  
 日程第 3 議長諸般の報告

日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

日程第 5 一般質問

日程第 6 平成31年請願 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願  
受理第 1号 (産業建設厚生常任委員会付託のもの)

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第6

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） ただ今から、令和元年6月第103回内子町議会定例会を開会いたします。本定例会には、地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育長、代表監査委員及び農業委員会会長の出席を求めています。また、説明員として 出席通知のありました者は、副町長及び各課長・班長等の16名であります。

これより、本日の会議を開きます。

---

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 「日程第1 会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、3番、向井 一富議員。4番、久保 美博議員を指名します。

---

### 日程第 2 会期決定の件及び議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 会期決定の件及び議事日程通告のうち「会期決定の件」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、去る5月30日開催の議会運営委員会において協議され、本日から17日までの12日間としております。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） 異議なしと認めます。

従って、会期は、本日から6月17日までの12日間に決定しました。

なお、本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第6号のとおりであります。

---

### 日程第 3 議長諸般の報告

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議長諸般の報告」をします。

議長としての報告事項は、お手元に配布しているとおりであります。その中で、去る5月29日に東京都で開催されました、愛媛県町村議会議長会平成31年度第1回臨時総会において、私が愛媛県町村議会議長会会長に選出され、6月3日より就任いたしました。ここにご報告したいと思います。

これをもって、「諸般の報告」を終わります。

#### 日程第 4 招集あいさつ及び行政報告

○議長（森永和夫君） 「日程第4 招集あいさつ及び行政報告」を町長より受けることにします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 本日、ここに令和元年6月内子町議会定例会を招集致しましたところ、議員各位には、公私共に大変ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会に、町長として提出いたします案件は、報告が2件、条例の改正が1件、計画の認定が1件、補正予算4件の合計8件でございます。それぞれの案件につきましては、その都度、ご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。さて、今年的大型連休は10連休という過去にない規模のものとなりました。もちろん暦どおりには休めなかった方もいらっしゃると思いますし、サービス業に従事する方などにとっては、普段より忙しい連休だったかもしれません。国内外を旅行された方も多く、県内主要26観光施設の観光客数は前年比33.9%の増という報道もありました。内子町におきましても、内子座の入館者数が前年度比41.3%増と多くの方にお越しいただきました。5月5日は、恒例のいかざき大凧合戦が開かれましたが、天候にも恵まれ、百疊凧もこれまでで一番空を舞ったように思います。また、各地域でも様々なイベントが開催されました。私も、御祓地区で開かれた「内子みそぎ自然浴ツアー」や南山地区の「おんごく南山山菜まつり」に参加させていただきましたが、地域の皆さんの活動が変わり始めたという印象を受けました。自然浴ツアーでは、棚田を応援する町内外の皆さんの中に、若い人が目立ち始めたように思います。南山でも、地域の出身者や関わりのある地域外の皆さんが大勢参加されていました。子どもたちも一緒になって手伝っていて、本当に最高のおもてなしでした。地域の歴史や伝統、文化をしっかりと守る皆さんと、それを支えていこうとする若い力がうまくマッチングした事業に大きく発展しつつあるように感じました。過疎と高齢化が進む中で、地域の仕組みを維持していくことが困難になっております。外の人たちや若い人たちとどう手を結ぶか、知恵の出どころではないかと思えます。過疎地域自立促進特別措置法、いわゆる過疎法が2年後に失効します。過疎法は、過疎対策事業債、過疎債を受ける法的根拠でございます。内子町にとっても過疎債は大事な財源でございますが、この法律が失効するというところでございます。今までは人口減対策をどうするかというのが、過疎法の核でございました。全国規模で人口が減少している中で、新たな理屈、理論構成が必要となりますが、法律そのものは形を変えても、財源確保の裏付けとなる新たな法律が制定されるのではないかと思います。どのような内容になるのか、私たちも注視しなければなりませんし、地方の立場をしっかりと発信していかなければなりません。これから時代が大きく変わります。しっかりと見通していきたいと思えます。また、田植えのシーズンを迎えましたが、今年は例年になく雨が少ないように思います。渇水の心配もしておりますが、昨年のような豪雨災害が再び起こらないとも限りません。町といたしましては、昨年の経験を踏まえ、災害対策本部となる本庁3階の機器の充実を図るとともに、本庁舎の浸水も考慮した内部の訓練を実施したところです。今後も必要な機器や

資材の充実を図るとともにシミュレーションを重ね、災害への備えを強化したいと思います。6月補正予算につきましては、後ほど詳細をご説明させていただきますが、林道の開設や道路改良にかかる経費のほか、内子運動公園グラウンド改修工事、プレミアム付商品券にかかる経費等を計上しております。ご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。それでは、早速当面いたしております事務事業等についてご報告申し上げます。ご報告いたします内容は、二次救急医療体制の広域化について、内子フレッシュパークからり直売所のリニューアルについて、ドイツフェスタ2019について、四国学院大学との包括的連携・協力協定締結についてでございます。

それでは最初に、二次救急医療体制の広域化についてご報告いたします。救急患者の診療につきましては、夜間急患センター等が担う初期救急医療、地域の中核病院等が担う二次救急医療、さらに愛媛県立中央病院などが担う三次救急医療に役割を分担していますが、近年、医師や看護師など医療スタッフの不足が全国的な課題となり、各地で救急医療体制の維持が難しくなっていることは、ご承知のとおりでございます。大洲喜多圏域におきましても、二次救急を担う病院では、勤務医や看護師の人数が不足し、一人一人の肉体的、精神的な負担が大きくなっているのが現状でございます。このような状況を改善するため、八幡浜並びに大洲喜多圏域では、平成24年度から二次救急体制の一部を広域化し、木曜日の夜間帯は市立八幡浜総合病院で大洲喜多圏域の救急の受け入れ対応を行い、火曜日の夜間帯は市立大洲病院が八幡浜圏域の救急の受け入れを行ってきたところでございます。しかしながら、大洲圏域の輪番体制を担う病院においては、その後も勤務医の退職や高齢化が進行し、現状の二次救急医療体制の維持が困難な状況となっていました。この状況を受け、昨年から大洲市とともに検討を重ねてまいりましたが、これまで実施してきた二次救急体制をさらに広域化し、大洲圏域並びに八幡浜圏域の二次救急医療機関の負担軽減を図り、体制の維持・強化を図ることになりました。具体的には6月1日より、これまで大洲中央病院が担当していた金曜日から日曜日のうち、日曜日の夜間帯を市立八幡浜総合病院に担当していただき、土曜日の夜間帯については、大洲中央病院に八幡浜地域の救急も担当していただくことになりました。この広域化の拡充に合わせ、大洲喜多休日夜間急患センターでは、これまで開院していなかった日曜日の夜間帯も開院することとし、軽症患者の負担軽減を図ることとしております。町民の皆さまには、5月の回覧文書にて全戸配布のチラシを入れさせていただき周知を行いました。搬送に時間を要する広域搬送は、これまで木曜日の夜間帯のみでしたが、今後は日曜日の夜間帯も市立八幡浜総合病院への広域搬送になります。町民の皆さまには、ご負担をおかけすることとなりますが、地域の二次救急医療体制を維持するために必要な体制変更ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

次に、内子フレッシュパークからり直売所のリニューアルについてご報告いたします。かねてより工事を進めておりました「内子フレッシュパークからり」直売所の改修工事が完了し、大型連休初日の4月27日に落成式を行うとともに、からりによるオープニングセレモニーが開催されました。式典には、2月にレジ通過者1,000万人目となられた鬼北町の矢藤喜美子様にもお越しいただきました。関係者の皆さまをお迎えして盛大に開催できましたこと、心から厚く御礼を申し上げます。リニューアルオープン後の来場者でございますが、10連休の期間は好天にも恵まれたことから、前年度に比べて約5,000人増となる2万1,713人の方が直売所のレジを通過され、売り上げも前年比700万円の増加になったと報告を受けております。今回の

直売所の改修が新たな出発点となり、からり全体が成長し、町産品の販売、振興に貢献できるよう町としても支援してまいりますので、議員各位のさらなるお力添えをお願い致します。

次に、ドイツフェスタ2019についてご報告いたします。2013年から始まったドイツフェスタは、今回で6回目の開催となりました。昨年は台風の影響で中止となりましたが、今年は開催時期を5月に変更し、当日は快晴の中、約2,000人の来場者があり、盛大に開催することができました。開催時期につきましては、昨年の中止を受け実行委員会で協議する中で、台風の影響を受けない時期にしてはどうかという意見が多かったことや、秋のイベントが多い時期を避けて比較的イベントが少ない5月に開催してはどうかという意見があり、今回の開催に至ったものでございます。会場は、前回に続き「内の子広場」で開催致しましたが、芝生で開放感があることから来場者には好評でした。当日は、実行委員会のほか、13の事業者及び団体にご出店いただき、ビールや料理を提供していただきました。また、滋賀県を拠点に活動されているミュージカンテン・アム・ゼーに本場ドイツ音楽の生演奏をしていただいたほか、町内で活動するウインドアンサンブル・カイツの皆さんや内子高等学校吹奏楽部の皆さんに演奏をしていただき、会場を盛り上げていただきました。協賛していただいた企業の皆さまや実行委員会の皆さま、ご来場いただいた来賓の皆さま、ご参加いただいたすべての皆さまに心より感謝申し上げます。今後もローテンブルク市との姉妹都市提携を記念するイベントとして、町内外の方にドイツ文化に触れていただく機会として開催し、地域の活性化に繋げていきたいと考えております。

次に、四国学院大学との包括的連携協力協定締結についてご報告いたします。香川県善通寺市にある四国学院大学は、中・四国で唯一の演劇を学べる大学でございますが、内子町とは、平成26年10月に連携して「内子座アーティストインレジデンス」を実施、平田オリザ氏作「隣にいても一人ー松山編ー」を上演以来、相互に連携協力を続けてまいりました。このたび、その関係をさらに強化、促進しようということで意見が一致し、来る6月20日に内子座におきまして包括的連携・協力協定を結ぶことになりました。この協定は、相互の包括的連携・協力により、双方が有する人的・物的資源を活用し、個性豊かな地域社会の形成および地域課題の解決を図り、地域社会の振興と発展に寄与することを目的とするものでございます。早速、7月21日には、四国学院大学の演劇を学ぶ学生らと、京都を中心に活動を展開している木下歌舞伎とのコラボレーションによるオリジナル舞台「平家物語」を、四国学院大学ノトスタジオと内子座で上演する予定でございます。内子町では、アーティストインレジデンス事業の一環として、学生らが一週間滞在しての公演となります。公演の概要につきましては、6月20日の調印式場で発表される予定でございます。入場無料ということですので、皆さまにぜひご覧いただきたいと思っております。以上、4件の事柄についてご報告申し上げます。最後になりましたが、令和という新しい時代がスタート致しました。平成は災害が多い時代でした。地震や豪雨災害など、多くの命が失われました。令和の時代は、平和で豊かな国になるように、一人一人が地域づくり、国づくりに協力していかなければなりません。私も気持ちを新たに、職員ともどもまちづくりにまい進する所存でございます。引き続き議員各位のご指導とご協力をお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（森永和夫君） 以上で、「招集あいさつ及び行政報告」を終わります。

## 日程第 5 一般質問

○議長（森永和夫君） 「日程第5 一般質問」に入ります。質問は、通告により、一括質問、一括答弁を行い、再質問から一問一答といたします。議員の発言時間は会議規則第56条第1項の規定により40分以内とします。発言残時間は、前方左側の壁に設置しております残時間表示板でご確認ください。要点を簡潔に、要領よくまとめて質問されますよう、議員各位のご協力をお願い致します。理事者におかれましては、議員の質問の趣旨等に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げてから発言してください。質問通告者は、4名であります。それでは受付順に、質問を許します。

最初に、下野 安彦議員の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

〔下野安彦議員登壇〕

○11番（下野安彦君） 令和元年になって初めての定例議会でございます。先ほど町長言われましたように、平和で豊かな地域づくりや国づくりができることを願って、また第一番目に質問ができることを感謝して質問に入りたいと思います。

まず、先ほど言われましたように豊かな地域づくり、区や自治会への未加入者への加入促進対応について質問をしたいと思います。人類が誕生した頃、人間は家族単位で生きていたのだと思うのですが、一般的な考え方をすれば、集団で生活の方が生命に影響する野獣から身を守る事ができ、より安全に生き抜くためにも集団生活を始めたのではないかと想像するものであります。そんな中、家族という集団から何家族が集団で生活を始め、そして、集落ができ、村が出来てきたのではないのでしょうか。人類はどんどんと知恵も付けて、ひとりで出来ないことも大勢の力が結集することにより、野獣や自然災害から身を守り、荒野を耕して穀物や野菜が作れる畑に開墾し、水田に水を引く水路が造れたりしてきたのではないのでしょうか。そして、人が集まって生活するようになると、食べ物の奪い合いや用水の奪い合いで死者が出る様な争いごとも起きてきたのではないのでしょうか。そうした争いごとの中で話し合いが持たれ、村のルールや決めごとが出来てきたのではないかと想像するものであります。長い年月のなか、現在の区や自治会等の町内会の組織の始まりではないのでしょうか。隣近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織が区や自治会であります。日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する様々な課題を皆で協力して解決する役割を担っており、安全で安心なまちづくりの観点からも、その重要性は誰もが理解できていると思われまます。特に、全国的に多発している災害の現状を鑑みると、いざという時に助け合える隣近所の関係を日頃から構築しておくことは非常に大切であり、区や自治会はその役割を果たす重要な組織であると言えます。そうしたなか、少子・高齢化による人口減少や、都会への人口流出により、町内での高齢化比率も毎年増加しています。また、核家族化に伴い、ライフスタイルや価値観も多様化し、地域活動への参加意識も低下しております。どこの区や自治会も地元組織に加入されない住民が増えていると思われまます。区・自治会への未加入者の増加は、地域コミュニティ活動の衰退を招く要因の一つとなってくると思うのですが、区・自治会への加入は原則任意であり、強制することはできないと言われております。インターネットで町内会に入会しない理由を調べていると、各種税金は納めているのだから、そ

れ以上に町内会への会費を納めたり、町内会の仕事を強要されたりするのはおかしい。行政側が対応することであるとは、自治会や区に入会しない人の意見であります。しかし、よく考えてみると地域の広場や、駐車場や道路、地域で料金を払っている防犯灯の電気代や管理費等、会費を払おうが払わないに関係なく、そこで住む住民は同じ恩恵を受けることになります。また、ゴミ出しや不燃物、古新聞や古雑誌等の収集場所等も、区や自治会の加入者も未加入者も同じ様に利用する場合が多いのではないかと思います。基本的に区や自治会への加入とは、区費や自治会費を納入するかしないかが第1の大きなポイントになると思います。また、草刈等の清掃作業への参加や回覧板等の書類配布や集金の当番の仕事も2番目のポイントになってくると思います。区や自治会員になれば、いつかは何らかの役も回ってくるでしょう。たしかに仕事は大変ですが、各地に残るイベントや伝統的な行事も、こうして区や自治会があって継承されてきたのであります。愛護班の活動においても、区や自治会が自主的に運営される地域独自のイベントや祭り等においても、何もわからない子どもさんへの参加は、人として拒否することもできず、対応に苦慮していると聞くものであります。全国においても同じような課題があるようで、都会では加入率の低下が顕著だと言われています。これに対して、自治会加入へのパンフレットづくりや、アパートや借家を貸し出す宅建協会や、不動産協会等との協定を結ばれて、自治会への加入を呼びかけてもらっている自治体もあります。また、自治会の加入に向けての条例の制定をされている自治体もあります。そこで、区・自治会未加入者への加入促進対応について質問したいと思います。

1番目に、昨年9月議会でも同僚議員が質問していたのですが、質問の流れから重複する部分がありますが再度質問をします。各自治会や区への未加入率はいくらかお尋ねします。

2番目に、町営住宅入居者の自治会・区への未加入率はどれくらいか把握されているかを質問致します。

3番目に、町営住宅への申し込み時に、自治会加入を条件にすることはできないものか。また、民間借家の場合、入居契約時に不動産業者にはたらきかけてもらえるように出来ないか質問します。

4番目、自治会・区への未加入者が増え続ければ、自治会への補助金はおのずと減ってきますが、行政側の仕事は増えてくると思います。環境整備や愛護班活動だけでなく、災害時に機能する防災組織面でも未加入者の対応も問題になってくると思うが、加入促進へどのような対応を考えておられるか質問致します。

続いての質問ですけれども、情報通信基盤整備、光回線の利用経過状況とケーブルテレビとの連携についてを質問したいと思います。2019年、娯楽の王様とまで言われたテレビの視聴時間が、インターネット利用時間よりも短くなるのではないかとされています。このことは、史上初めてのことだそうです。テレビ視聴時間が減少しているのは、1995年から5年毎に実施している「日本人の情報行動調査」によりますと、減少幅は若年層において特に著しく、1995年から2015年までに10代で183.5分から72.6分、111分減少し、20代では213.8分から111.3分、約103分減少しているのだそうです。とはいえ、テレビは家に帰るととりあえずスイッチを入れてしまいます。遊ぶ施設が少ない田舎になればなるほど、いまだにテレビは1番の娯楽には間違いありません。平日のテレビ視聴時間が男女ともに、年齢層が上がるほど長時間になる傾向があり、男女ともに70歳以上では平日・休日限らず5時間を超え

ています。一方で、平日の男性40・50代と女性20・30代は2時間台、男女10代と男性20・30代は1時間台と短くなっているということです。メディア接触時間を世代別に見ると、20代以下はテレビより携帯電話・スマートフォンの接触時間の方が高くなっており、「テレビよりインターネットの動画の方が面白いと思う」人の割合が全体では27%であるのに対し、20代以下では50%以上と若い世代のインターネット志向が明らかになっています。この内子町でも似たような傾向になっているのではないかと思います。そこで、今回はインターネットが普及し、内子町も光回線が網羅された中、ネットやテレビの情報環境に関する質問をしたいと思います。

1番目、平成28年度より2カ年掛けて「内子町情報通信基盤整備事業」が完了し、光ファイバー網が全町に整備され、多くの町民が早いスピードでの情報通信を利用されていると思います。光回線を利用するにあたっての業者との契約や注意点や問題点は事前に説明はあったのですが、その後の町民の利用率や利用者からの意見や問題点等はでてないかお尋ねします。

続いての質問は、ブロードバンドなどの利用に関する地域の格差を「地域間デジタル・ディバイド」ということではありますが、その事は今回の「情報通信基盤整備」にて解消されたのであります。しかし、「地元ケーブルテレビが開局して30年近くになるが、山間部の町民はその受益恩恵を受けられない。見たくても契約ができない。公平な情報網の受給整備を。」との声が、昨年度五十崎で開催された地域づくり懇談会で出ていました。要は、内子全町で自由にケーブルテレビとの契約ができる基盤体制づくりを求める声であります。ケーブルテレビのメリットは何かというとアンテナが不要で見た目に屋根がすっきりしていること。台風や積雪による故障や通信障害の心配がないこと。地上デジタル放送やBS、CS放送などのさまざまな専門放送を視聴できること。そして、特に地域限定のコミュニティチャンネル、例えば本日の議会等の様子や他の地方の番組も視聴できるということであります。インターネットと光電話もセットで契約することができるため、加入手続きやアフターサービスが一本化できる等もあるようです。デメリットとしては、月額料金が発生する。個人で屋根の上に設置するテレビアンテナは初期費用のみで基本的に月額料金は発生しないということだと思います。ケーブルテレビのインターネットはテレビ放送のオプションサービスの色合いが濃く、動画を頻繁にアップロードしたり、オンラインゲームを楽しんだりするというユーザーにはおすすめでできないということだそうでございます。そこで、質問でございます。平成30年2月に防災無線もデジタル化はされましたが、内子・五十崎の長距離スピーカーのエリアでは、逆に聞こえない状況になってしまいました。そんな状況ですので、豪雨時や災害時に雨戸を閉めていけば全く聞こえない状況だと思います。そんな時でも、今回全町を網羅された光回線を利用して、地元のケーブルテレビの受信が出来る体制を整えていけば、注意勧告するテロップを流したり、地元を優先した災害情報を流していただけるのではないかと思います。テレビアンテナの共同受信施設の解消にも繋がるとも言われていたのですが、実際、この事業にはどのような問題点があるかお尋ねします。

2番目に、ケーブルテレビが全町を網羅できるように整備すると、多額の経費が必要になるということであるが試算はされておられるのか。また、国の補助対象になる事業は無いかお尋ねします。

3番目、この自治会の要望が出てからあと実現に向けての検討や進捗状況はどうか、実質具体的に検討・協議はされたか質問をしまして、一括質問をします。一部、のどを壊して大変失礼い

たしました。よろしく答弁をお願いします。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 下野議員さんのご質問にお答えさせていただきます。まず、私の方からは、区・自治会の未加入者への加入促進対応についてお答えをさせていただきます。自治会制度導入の狙いにつきましては、住民自身が知恵を出し合い、自分たちの地域は自分たちで汗を出し合って、いい地域をつくっていかう、地域の「自治力」「自治意識」を高めていかうと始められた制度であり、この制度は発足当時から現在も変わっておりません。ご質問の未加入率でございますけれども、平成30年度の自治会未加入率は18.7%でございます。また、町営住宅入居者の行政区未加入率は7.7%となっております。

次に、町営住宅入居の際に自治会加入を条件にすることはできないかのご質問でございますけれども、議員ご指摘のとおり、自治会は任意での加入を前提としておりますので、町営住宅入居の条件とすることは、自治会制度の趣旨から難しいと考えております。

次に、民間借家の入居契約時に不動産業者から働きかけてもらうようにできないかのご質問でございますけれども、この点につきましては、以前にも協力依頼を行っております。引き続き町内外の不動産業者に自治会加入促進の協力を依頼してまいりたいと思っております。

次に、加入促進の取組でございますけれども、現在、内子町へ転入・転居された方に対しましては、窓口にて、加入することとなる自治会名や行政区名、また、自治会長及び区の代表者の氏名、電話番号を伝えるとともに、自治会制度について記載をしておりますチラシを配布して、自治会や行政区への加入をお願いをさせていただいております。今後とも、先ほどご指摘いただいた不動産業者に対しての自治会加入促進の協力を引き続き依頼してまいりますとともに、自治会連絡会役員会の皆様とも協議を重ね、現状を踏まえた加入促進の有効な方法について協議してまいりたいと思っております。以上、答弁とさせていただきます。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） 私の方からは、情報通信基盤整備の利用経過とケーブルテレビの連携につきまして答弁させていただきたいと思っております。まず、一つ目、情報通信基盤整備を終えてその利用率や利用者からの意見、問題点は出ていないかというご質問でございます。内子町情報通信基盤整備事業によりまして、平成28年度より事業を開始し、平成29年4月から順次新規エリアの開局を行って参りました。新規エリア開局直前である平成29年3月末日現在におきましては、契約回線数が1,636世帯で、これは全世帯数の22.8%であったのに対しまして、平成31年4月末日現在におきましては、契約回線数が2,792で、全世帯数の39.1%となっており、両者を比較致しますと、1,156回線、16.3%の増となっております。ただし、平成31年4月末日現在の契約回線数につきましては、すでにサービス提供エリアだった地区も含めての集計でございますので、純粋に新規エリアの増加契約数ではございませんが、この

度の事業で新規エリアとなった地域の世帯数は約3,600世帯ございます。単純に増加数を新規エリア数で割り求めますと、その率は32.1%というふうになります。新規開局エリアの方からは、「便利になった」等の喜ばれる声をいただいております。特に問題は生じていないと把握しております。ただ、消費生活相談窓口には、平成30年度中におきましてプロバイダ契約に関するご相談の電話を6件ほどいただいております。

次に、2つ目、ケーブルテレビの連携についてどのような問題点があるのかというご質問でございます。ケーブルテレビのメリットにつきましては、議員ご指摘のとおり、同様に承知を致しております。特に山間部におきましては、小規模な共同受信施設組合が多数あり、インフラの維持・整備の面でも、組合員の皆さんの負担軽減につながるものと考えております。しかしながら、その一方では、昨年の7月豪雨災害のように、ケーブルテレビ局本社が被害を受けると、災害時には貴重な情報源となるテレビが利用できなくなるというデメリットもあろうかと考えています。また、その他の問題点として、ケーブルテレビのサービス提供につきましては、既存の光ケーブルを使用することは技術的には可能ですが、そのままの状態で共用できるわけではなくて、ケーブルテレビ提供設備をNTT各局舎へ整備しなければならず、また一部におきましては新たにNTT局舎間の光ケーブルの敷設費用が必要となります。更に、ケーブルテレビ局がサービス提供を開始した際に、どれくらいの方に加入してもらえるかという見通しが立てづらく、採算性の積算が非常に困難であるということも事実でございます。現在、地元ケーブルテレビ局からは、昨年の7月豪雨の際にケーブルテレビ提供設備がある建物の浸水によって放送が停止してしまったことを受けまして、既存の提供設備の災害対策を優先したいという説明を受けております。

3つ目でございます。ケーブルテレビの連携にかかる費用の試算はされたのか、また、国の補助対象になる事業はないかということでございます。平成29年度におきまして、地元ケーブルテレビ局に必要な経費の試算を行っていただいたところ、局にかかる費用として、当時の試算で約2億7,500万円が必要との説明を受けました。また、これらにかかる国の補助事業といたしましては、活用できるものは今のところございません。

4つ目でございます。ケーブルテレビの連携について、実現に向けての検討や進捗状況はどうかということでございますけれども、現在の検討状況および進捗につきましては、先ほどご説明しましたとおり、地元ケーブルテレビ局において、7月豪雨を受けての災害対策に優先的に取り組んでいただいている最中ですので、一時中断している状況でございます。先にも述べましたように、災害時のリスクや施設整備の公的負担など、課題は多いかと思われませんが、ケーブルテレビ局の災害対策が完了次第、光化に向けた協議は再開したいと考えてございます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野議員。

○11番（下野安彦君） まず、最初に自治会への加入でございます。内子町と連携協定しております豊島区がありますけれども、その豊島区では、町会の活動の活性化を推進するために、町会と豊島区とを協働する、区民とか事業者等がそれぞれの役割を果たすことの協定書というか、条例を制定されております。また品川区、都会の方は特に、未加入率が多いので、そういった自治会の活動の活性化を推進する条例を制定されております。一部の意見では条例を制定したから

加入率が上がるというものではありません。ただ、このまま放っておくというのは、先ほど黒澤課長から答弁がありましたけれども、内子町民になられる時には、区長や自治会長の名前や連絡先を告げて入会する願いはされていると聞くんですけども、それでも未加入率は増えてくると思うんですが、住民の皆様はまだ入られてない皆様にもそういった考え方を周知するためにもこの条例の制定ということも考えられていると思うんですけど、これに対して町長はどのように考えられますか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 下野議員にお答えします。条例の制定につきましては、私はちょっと豊島区の条例を見ておりませんので、どういう内容のものかというのは分かりませんが、新たに条例を課すということは町民の皆さん方に新たに権利義務を課すという強制力をもつような内容なのかどうなのかあるいは呼びかけという程度のものなのかどうなのか。その辺のところもあると思います。ただ、私は今の段階で条例というよりもむしろ地域の中で様々な事業に声を掛け合ってやっぱり地域の中でこういうふうにして皆さん方と一緒に活動してよかったな、自治会に入ってよかったとっていただけるような環境をもっともって作っていくことが大事なんではないかなというふうに思っております。考え方の一つとして条例制定に対応はしませんけれども今の段階ではそういう活動が大事じゃないかなというふうに思います。以上でございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野議員。

○11番（下野安彦君） 確かに、町長言われますように、条例を作ったからといって加入率がアップするものではないと言われてます。ある面ではですね、先ほど課長の答弁にもありました、あくまでも本人の意思は任意であるということではあるんですけど、それが法的な根拠につながる中ではですね、思想が入ったような本人の自由をおかすようなことの団体に入会を強制するという事は当然、行政側がそういうことをするのはだめだということでは分かるんですけども、あくまでも法的にはですね、災害が起きた時の住民活動や生活に係るゴミ出しやそういったもののすべて公共性がほとんどあることですので、これを行政側がある面、強制的な入会を町営住宅に入る時にですね、することをしたとしても問題はないのではないかなというふうにも言われてますけれども、この考え方について再度質問したいと思います。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 只今のご質問でございますけれども、ただ災害が起こった時ですとか、ごみ出しの問題、確かにそういった問題、地域にあらうかと思えますけれども、まずは地域の皆さんに各自治会の今までの歴史、意義、それから自治会の制度、趣旨、それから自治会の活動、それから自治会に入っていることのメリット、そういったことを地域の皆さんに周知お知らせさせていただきながら、自治会活動の協力し合うことであって、地域の課題であったり、問題、そういったことが解決できる、そういったことを理解をさせていただきながら、自治会の加入促進を進めて参る、それが第一であらうと思えます。また、そういった地域に課題がある、地域に住んでいる一員であるということも共にご理解をいただくことが必要じゃないかなと思って

おります。そういったことが災害が起こった時の協力、自助、共助、それからゴミ出しのルールの徹底、そういったことにつながってまいってくるというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野議員。

○11番（下野安彦君） 町営住宅の話になるわけなんですけど、町営住宅の管理は町ですので、町営の家賃は町に払っているから、その周りの敷地内の草とか今までは自治会に加入されていた方は当然、環境整備の日には出ていただいて、自分たちが住んでいる町管理の敷地内の草も刈っていただいたり、そこでは町営住宅の人だけでなく、一緒の区割りをしている人が一緒に行って終わったところから手伝って草刈もしていたけど、加入されなくなると、草の管理は入っておられる方と入っておられない人がいたら、コミュニティがうまくいかなくなるんですね。この場合、払わない人は町管理の家賃を払っているから町が管理したらいいんじゃないかという考えかどうかちょっと分からないんですけど、その場合に対しての町営住宅の草刈等についての考え方はどんなものでしょうか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 町営住宅は議員ご指摘の通り町が管理しているということで、その管理の部分についてはですね、そこに入っている住民の方で取り組んでいただいているということでございます。先ほど言われました、区に加入するということを強制するのはなかなか今の制度では難しいというふうに考えておりますので、入っている方々のコミュニケーションをとりながら、実施していただくというふうに考えております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野議員。

○11番（下野安彦君） これが任意ですので、話し合いをもてと言われても、区長や自治会長が入って仲裁してこれをどうしろ、こうしろと言ってもなかなか今言われたように任意だと言われたら、区長も自治会長も入りませんと言われたら、そうですかしかできないのが現状であります。そうすると、町営住宅が一部の区の中に入っていたら、そこに入っていた人達が言いましたように、草を刈っていたけど入会しない人が増えてくると、元々入会していた人が全部刈るのかということになるんですね。そうしたら、やはりそれってお互いが公平というわけではなくなってくるんですよ。それを自治会長や区長だけに任すというのも、ちょっと総会にきてそこらを話しましょうといっても入会してないから総会にも来られないということになると思うんですよ。ですから、もっとそこは先ほど言いました、法的根拠の中で公共性がある場合は、何かこういう裁判もあるようですけれども、どちらかという判断すれば、強制的に町営住宅に入る場合には、地元の自治会や区会に入会することを前提とすることもある面では強制はできなくてもそこらの文に促すような啓発する文言を入れて、町営住宅に入る条件とすることもあくまでも任意ではあるけれども、地元の町内会に入会してくださいと書き込むのは、かまんのではないのでしょうかね。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 先ほど議員ご指摘の通り、任意でございますので強制はできないけど、申込時にですね、そういうことをお願いをするということではできると思っていますのでそれはやっていきたいなどは考えております。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野議員。

○11番（下野安彦君） なぜ、今回こういう一般質問をしたかというのは、今いったような問題がすでに起きております。これがどんどん一つを認めていくと、あの方が入会してないんで、払ってないし草刈もしないで何も地域の事業に参加しなくていいと、そういうことが増えてくればくるほど困るというので、私ここで入られてない人は任意でしょうが、下野議員は何を言いよると言われたら私も非難あびる立場ですけど、あえてこの問題を取り上げたわけでございます。他にもですね、愛護班活動においても先ほども言いましたように、愛護班活動の一つの活動の費用として子どもさんの一人当たり年間会費をとる、その会費を払いますから、その子どもは参加はできる。各種地域のイベントにですね。でもよく考えてみると、その愛護班の団体は行政から補助をもらってそれを自治体に入った自治会からその愛護班費としてまた活動費がでるわけですよ。その運営費を元々7割、8割はそれで、あとは会員さんからの会費を取って行事やイベントがされている。でもうちは子どものするお金は、一応払っているから子どもが参加するのはいいでしょうと言われるけど、これまたよく考えると、それだけのお金じゃないですよ。区やみんなのお金を集めたお金と行政からの費用で、こういうイベントができているということをご理解していただいてない。もっとひどいことを言えば子どもは参加させますけども、私は役はしませんとされるんだそうです。こういう自由勝手なこと、これは、先ほど言いました大人社会ですから、子どもさんに同じようにいろんなイベントに参加した子にお宅のお父さん、お母さん、保護者からは会費が払われてないから参加したらだめですよ、なんかとてもじゃないが言えるはずありません。ですから、地域の役員さんは疑問を抱きながらも、ここまで、のど元まで来とってそれを我慢しておられるのが現状であります。そういったことを今回の一般質問で分かっていたくためにもしたわけでありましてけれども、もう一度この問題について不動産組合がパンフレットやリーフレットを作られているのか、いっぺんそういう運動をされていると聞いたんですけど、町営住宅だけじゃなくとも、普通の一般の借家アパートとそういうところもかなり入られていない人が多いので、そういうリーフレットが今後ある程度作られるのか、できているのか。そこをお尋ねします。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 不動産業者に対しましてはA4、1枚のチラシを作成させていただきまして、それをもって自治会加入の協力をお願いしているところでございます。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野議員。

○11番（下野安彦君） 今の件については、今後また議会だよりのそういった質問したところも流れますけど、広報誌としてもそういった自治会に入会するような運動を続けていただきたいと思っております。あと、2番目の地元ケーブルテレビを全町網羅する光回線でできないかとい

う質問ですけれども、今、総務課長の答弁、確かに昨年の豪雨災害で私の家も2日ほどテレビも入らない、逆に言うたら情報が入らない時もありました。一言言いたいのは、光回線が今回、全町に網羅できるようになるまでもデジタル格差、デジタル・ディバイドがあるから、やりましょいうねということ合併当時から言っていたわけですよ。その当時は、大きい予算を取ってきて30億くらいかかるかもしれないから、とてもじゃないができないということで衛星放送ができて衛星でやったりとか、無線で飛ばしますとか、あっちこっちがその状況のそれはしょうがないですよ、小田と内子と五十崎、その中でも山間部があり、そういうケーブルテレビが入っているところがあり、バラバラですから。それでやるとばらつきができたわけですよ。ですから、今回、このケーブルテレビに関しても、地域によってお金を払えば見れるところが見れないというのもあり、情報の格差になると思いますので、やる時には少々のお金がかかっても今、国の補助事業はないと言われましたけど、そういうこともまた訴えていただいて対応をやる時は全町一緒という考え方で、NTT等の光回線が使えるようなそれに対する町独自ではなかなか厳しいかもしれませんが、とりあえずここだけはやります、ここだけはやりますというやり方ではなく、全町網羅できる考え方をやっていただきたいんですけど、総務課長どうでしょうか。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

○総務課長（山岡敦君） なかなかこれまでの状況、それから今後の状況を見てみますと、非常に放送と情報通信をとりまく世界というのは非常に目まぐるしく変わってきているような状況でもございます。いわゆる放送と情報の融合が今進んでいる段階です、ネットでもテレビ放送が見れる時代になってきたとかですね、非常にこう日進月歩で情報発信が非常にすさまじい勢いで進んでいる中で、じゃああと2、3年後どうなんだろうかというところを見通すだけのですね、ことができないような状況の中で、事業を進めないといけないというそういうリスクも多少あるんだろうと思いますけど、やるんだしたら、不利益が生じないような公共性の高い事業推進というのはもちろん理想的な部分ではございますが、これにつきましては先ほど申しましたように実施事業者、それから我々の財政的な負担というのも十分に考えていかないとけない状況でございまして、本当に総合的な見地に立って判断をしていくという建前で協議も再開をさせていただこうと思いますし、検討も進めたいと考えておりますので、ご理解いただいたらというふうに思います。

○議長（森永和夫君） ここで暫時休憩します。午前11時10分より再開を致します。

午前11時00分 休憩

---

午前11時10分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、向井一富議員の発言を許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

## 〔向井一富議員登壇〕

○3番（向井一富君） 3番、向井一富です。6月議会にあたり質問通告書に基づき質問させていただきます。まずは以前にも質問させていただきました健康マイレージについて再度質問させていただきます。前回の質問の時に私の周辺で、若い方が病気により相次いで亡くなられた事があり、健康増進について町の取り組みを聞いてみたかったわけですが、この度も先日相次いで50代と60代の男性がガンでお亡くなりになりました。地域で重要な役割を担われてきた方ですので本当に残念です。そのことを踏まえて、健康増進は喫緊の課題と捉え、再度健康増進対策についてお尋ね致します。早期発見すれば、免れた可能性もあるだけに残念である事もあり、町民全体で健康意識を高めるための施策は必須だと考えます。前回は提案させていただいた全国的にも広がりを見せている、歩いた分だけポイントがたまり、景品と交換ができて、地域活性化等につながる、歩いて貯めよう健康ポイント制度を再度提案致します。これは生活習慣病、認知症を予防して、住民にできるだけ健康な体を維持してもらおうのが狙いでもあるし、健康診断の促進になっている取り組みでもあります。前回は、全国有数の参加者を誇る横浜市取り組みなどを紹介させていただいたわけですが、「よこはまウォーキングポイント」事業として18歳以上が対象で、今では約24.5万人の方が参加されておられる事業で、ポイントをためると個人にもポイント等の特典があり、また参加者の月平均歩数が10万歩に達すると、市は国連世界食糧計画(WFP)に20万円を寄付することになっておられます。市によると、これまでに460万円を贈ったということでございます。市保健事業課が行った参加者へのアンケートによれば、回答者の66%が「1日の歩数が増えた」と回答し、「運動習慣が改善し、定着につながっている」また、「周囲の人との会話やあいさつが増えた」とした人が半数近くおり、地域のつながりにも良い変化が表れているとも分析されております。ということで、前回紹介させていただいたわけですが、県内でもスマートフォンのアプリを使った健康マイレージ事業を宇和島市と伊予市が始めておられます。市内の取扱店で使える商品券等に交換できるポイントがたまる制度で、商店街の活性化や、健康管理に役立っていると聞いております。そのほかにも健診を受ければ、また禁煙すれば、それと地区の事業に参加すればポイントが付く等の取り組みも見られます。スマホをもってない方にはカードによる記入方法もあるようです。経済界や医療関係団体などでつくる「日本健康会議」によりますと、2018年時点で、健康づくりポイント制度などを導入するインセンティブ(動機付け)事業を行っている自治体は、全国563市町村に上るといいます。前年比171%とどんどん増えております。そのポイント制度の効果を探るため、筑波大学などは、大阪府高石市や岡山市などの全国6市の実証実験を行いました。日々の歩数や健診結果の改善でポイントがたまる仕組みとし、商品券などと交換できる特典を付けたところ、約1万2,600人が参加者がおられ、開始から半年後では、1日の歩数が平均で約2,000歩増加したといえます。また、国民健康保険の加入者で同実証実験に参加した人と参加しなかった人の年間の医療費を比べると、60代で約4万3,000円、70歳以上は約9万7,000円の削減効果が得られたとしています。6市全体で試算すると、年間約5.3億円分の医療費が抑制されたとなるそうです。地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター研究所老化制御研究チームの青柳副部長さんの研究で1日8,000歩、そのうち20分間は中程度の運動が有効であるという指標を導き出されておられます。中強度とは1分間に120歩のペースで3分歩いてその後、会話が

出来る程度の事を言うそうです。ここでは早歩きということの説明させていただきます。1日のその歩数と早歩きの時間によって、効果を導き出されております。まず4,000歩、歩いてその中で5分早歩きで運動致しますと、寝たきり、うつ病に効果があると導き出されております。5,000歩早歩きが7.5分で認知症、心疾患、脳卒中などに効果があると導きだされております。そして、1日7,000歩、早歩き15分でがん、動脈硬化、骨粗しょう症の効果に影響があるとと言われております。そして、1日8,000歩、その内、早歩き20分で糖尿病、高血圧の予防に有効であるとしておられます。このことを踏まえて、内子町でも健康意識を高めて健康になり、地域活性化に繋がり、社会貢献できるような独自の方法で内子ならではの健康マイレージ事業を是非取り組んでもらいたいと再度提案致します。ちなみに、宇和島市の「うわじま歩ポ」は開始以来2年で、現在6,000名の登録があります。これはスマートフォンのアプリを使い、歩いた歩数を計測、歩数によりポイントが加算。また、健康検診などを受診されますとボーナスポイントが加算される仕組みです。たまったポイントは、申請すると市からクーポン券が郵送され、市内の協力店で使え、さまざまなサービスが受けられます。ある一定のポイントを達成するとポイント達成券1,000円の金券がもらえる仕組みになってはいますが、加盟店の御厚意でこの金券以外は、市は買い取りをしないようになっております。また、スマホを使用しますので、誰でもどこでも利用し、歩くたびにポイントが加算されます。別にわざわざ散歩しなくても仕事で身体を動かすのも歩数に換算します。この歩ポのおもしろいところは、獲得ポイントに合わせて宇和島にちなんでアプリ上で闘牛を育てることができ、またポイントランキングもされ、皆さん楽しみながら利用されていて、スマホを見ながら「順位が何ぼ上がった。」とか「私の牛は今小結よ。」「私の牛は関脇よ。」など、市内ではこのような会話で弾んでいるし、モチベーションも保たれているようです。もちろん、スマホユーザー以外にも対応し、自分で記入する「こつこつ歩ポ」というものも実施しております。利用者は今も増え続けているとのこと。内子町で取り組むのであれば、五十崎の凧が上がる様子をとり入れて凧が何メートル上がったかで競うランク付けもおもしろいと思います。また内子町の山の高さに応じて龍王山に上がったとか、高森山に上がったとか、深山に上がったとかいうようなランクで取り組んでいくのも面白いと考えております。是非、一步踏み込んだ答弁をお願い致します。また、「うわじま歩ポ」にちなんで、ネーミングするなら「内子ねき歩き」にちなんで「内子ねき歩ポ健康マイレージ事業」とするようなネーミングもいかがでございましょうか。またこの度「内子健康マップウォーキングコース」も出来ていますので、そこらを積極的に利用してもらおうきっかけにもなると思います。宇和島市の場合、それに必要な予算は当初予算で約400万円、そのうち200万円は「新ふるさとづくり総合支援事業」の県補助金を受けており、市の持ち出しは200万円になります。次年度からは、運営コストは年間約50万円とのこと。このくらいのコストで前にあげましたような効果がある事を考えれば安いものだと考えますがいかがでしょうか。利用者の年代は、スマホを使っているのも多いが、意外に60代、70代、70代以上の利用者の方もたくさんおられると聞いております。この「うわじま歩ポ」は、もともと伊達ナビというスマートフォンアプリを運用してありまして、これは観光と防災がメインというスマートフォンのアプリでございましたが、全然アクセス数や利用者が伸び悩んでありまして、この歩ポを取りつけることによりまして、爆発的に利用者が増えておりますとのことでした。ゆくゆくは、内子町もこの歩ポにもプ

ラスして観光や、防災関係をリンクづけすることによりまして、ただ健康の推進だけではなくて、総合的な観点からいろんな可能性ができるのではないかなと思います。ちなみに伊予市の場合は、「ますますいーよ健康ポイント事業」と銘打ちまして、市民の方も健康増進をしながら、伊予市の店を利用する。そして、商店の方も喜んでおられるし、健康増進も促進されて医療費の抑制もされると確信をされておりました。伊予市の場合は、ある携帯メーカーのヘルスケアアプリケーション健康マイレージというアプリを使われているようでございます。ぜひ内子町でも早急に取り組むべきと考えますが、いかがでございましょうか。

次に、小田高校魅力化について質問させていただきます。小田高校も努力の甲斐なく分校化が決定致しました。非常に残念なニュースでした。伝統ある小田高校の火が小さくなり、地元の方はもとより多くの卒業生の悲しみはいかばかりかと推察申し上げます。しかし、まだ火は消えてしまったわけではございません。これからはその小さな火を守っていき、守っていたからこそ出来たというきらりと光る取り組みを期待するところであります。そこでひとつ提案ですが、子どもが減ったら人数のたくさんいる部活動は困難になると考えられます。そこで部活動でスキー部を創設してはどうかという提案を致します。プロジェクト10の中でもふるさと教育の推進という項目がありまして、そちらの方がすべてAではありますけれども、一項目だけ、国体選手を輩出するとの目標だけが評価がBであります。スキー場の活性化にもつながると思いますので、町を揚げて推進してもらいたいと考えるわけですがいかがでしょうか。国体選手で終わらず、オリンピック選手でも出れば、小田高校は世界の小田になると思います。世界の小田を目指していく方向性はいかがでしょうか。町内にも愛大付属高校のスキー部出身で実際に国体に出場された方もおられます。その方の話ですと、スキー部といえども夏は陸上部、また登山部とか兼務もしながらスキー部も運営されていたようです。しかし今はスキーに関連した、夏のスポーツもたくさんあります。スケートボードとか、ローラースキー、ローラースケート等々いろんなスポーツの関係がありますので、それらを組み合わせてしっかりと取り組んでいくことでやっていけないのではないかと考えられますので、よろしくお考えをお聞かせいただけたらと思います。先日、大リーグの菊地雄星投手が大谷翔平選手と初対戦前のインタビューの中で、二人が日本の中心からここに出てきたものでなく、東北から出てきている者同士というところに意味があるのかも知れないという言葉が刻みました。深いなと思いました。冬のスポーツだから、東北がメッカというイメージはありますけれども、南国愛媛から国体、オリンピック選手が出る事に本当に意味が大きいと思います。再度、お考えをお聞かせ下さい。

次いで、農業振興についてお尋ね致します。現在、いろんな職業の分野に女性の進出が目立ち始めました。国も男女参画型社会などで男女の格差をなくす方向で進んでいます。ちなみに今月23日から29日は男女共同参画週間となっておりますが、今では、トラックの運転手、警察官、消防士、等々ひところは危険な仕事ということである程度男性に限定されていた職場にも女性の姿をよく見かけるようになってきました。国民総活躍社会で女性の就業率も増えてきております。内子町においても稲本町長がからは、農業振興はもとより女性に光を当てて、女性が生き生きと活躍する社会を目指すとよく言っておられました。その事が功を奏して今ではいろんな賞を総なめするような全国でも一番有名な直売所であると私は思っております。からりを含め稲本町長の政策で内子の農業は県下では非常に優秀な成績を上げていると自負しております。からり

女子も幾分年を重ねてまいりましたので、新しい女子力の発掘が内子町農業の未来の切り札になると考えております。新聞等でも農業女子、林業女子、ハンター女子、ジビエ女子等々取り上げておる記事をかかげます。今後いろいろな女子の活躍が期待されており、農水省でも農業女子プロジェクトと銘打って企業と協賛しながら農業女子を応援しております。会員が全国で700名強おられまして、愛媛県でも2名の方が会員で活躍しております。その取り組みが農業の活性化になり、女性の視点での商品開発アイデア創出につながることは間違いないと考えております。基本、農作業そのものは女性にも厳しい作業もありますが、現在ではスマート農業、スマート林業と農機具等もAI等を駆使したものがどんどん開発されております。まずは、きっかけ作りが重要と考えますが、その点を行政が積極的に進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。男女共同参画型社会でも今年度は特に女性の一次産業への就職へ目指す活動への支援や現地説明会を新たに実施する予定になっております。他に先駆けて内子町での女子に特化した取り組みを要望いたしますが、いかがでしょうか。

次に、教育行政についてお尋ね致します。先日も神奈川県におきまして子どもたちが通学途中に襲われる事件、また、保育園児が交通事故にあう事件がありました。その他に父親による虐待死事件、子どもの自殺事件、少子化等々、子どもを取り巻く教育環境は大変厳しいものがあると思います。そこでこの度就任されました新教育長はこの難局をどう乗り越えようとしているのか所信を伺いたいと思います。山岡教育長は、私の子どもたちにも関わっていただき、子どもたちの個性を十分に把握され、その個性をしっかりと伸ばしてやる本当に素晴らしい先生のイメージがございました。その教育方針に感化され、山岡先生のような先生になりたいと先生を目指され、今若くしてある学校で教頭をされておられる方もおります。その方も山岡先生と同じようなキャリアを歩んでおられることに、不思議感を感じ得ませんでした。この難しい教育環境の中での先生の手腕に期待するところは大きいですので、お考えをお聞かせください。合わせて現実の教育現場での現状をお尋ね致します。まず、町内の小中学校での不登校児童生徒はいるのか。また、自分たちの子育て時代に使われていて今は、その言葉はないのかもしれないけれども、保健室登校という登校スタイルの児童、生徒はいるのかお尋ね致します。一人一人事情は違うとは思われますけれども、どういう事情でそうなっているのかも分析されているか、分かる範囲で教えていただけたらと思います。そして、その要因をどのように排除しようとしているのかお聞かせ願いたいと考えます。小さい学校ほど少人数だから先生の日も行き届きやすいから、そのような事例は少ないと我々の感覚では感じるわけですが、子ども達の中では少人数だからこそその悩みもあるみたいです。例えば、友だち同士でけんかして気まづくなった場合、学年は変わってもクラス替えがないために、いつまでもその状態をずっと保たないといけない、気まづい状態が続くということがございます。友だちを選べないという現実もあるろうかと思えます。先日も地域の小学校で友だちとなじめないという理由で、転校を余儀なくされたとの話を聞きました。地域の子どもの減少化でずいぶん児童が減っている現状での悲しいニュースでした。昔は、親の都合で転校が普通でしたが、現在は子どもの都合で転校が増えていく可能性もあるのかなと危機感をもった次第であります。

次に、協働学校、コミュニティスクールの進捗状況についてお尋ね致します。先生の働き過ぎも問題になり働き方改革が進みますが、現場での問題は増える一方だと感じております。地域を

巻き込んだ学校運営の必要性を強く感じているところです。そこで、一昨年の総務文教常任委員会の視察研修で岡山市の教育委員会へ勉強に行かせていただきました。その勉強を踏まえて、内子町でも先生、保護者、地域の意識改革、学力向上役に立つのではないかとということで、強くコミュニティスクールを推進するものでございます。まず、コミュニティスクールの目的は、地域住民や保護者等が一定の権限を持って学校の運営に参画して、元気な子ども、自立する子どもを育てる事との事でした。当時、学力低下、生徒指導が困難なくらい学校が荒れていたそうです。少人数学級、先生を増やす、色々やってみましたが改善は至らなかったと。地域の人に「子ども達に声をかけないでほしい」と、言わないといけないうくらい荒れていたそうです。それには、子どもたちがその人に危害を与える恐れがあったということでございました。そこで、平成14年から試行錯誤で取り組んで来られ、社会に開かれた教育課程、働き方改革がうまくいけば進んでいく可能性もあるようでございます。中学では、保護者対応でトラブルが多かったが、地域の人の中に立つことで解決に進んでいる傾向にあるとの事です。苦情電話も減っている。警察協力員に授業参観もしてもらっているようでございました。いろいろな人と交流することで、いろいろな体験をすることが子どもの心が豊かになるし、保護者の教育力の素地も育っているとのことでございました。内子町での進捗状況をお尋ね致します。以上、総括質問とさせていただきます。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

〔山岡晋教育長登壇〕

○教育長（山岡晋君） 初めに私から、「新教育長の所信を問う」とのご質問に、お答えをいたします。議員各位のご指導ご支援を賜り、おかげをもちまして、在職2か月が過ぎました。短い期間ではありますが、この間、内子町内における各団体等の会議や行事、そして、全国、愛媛県、南予教育事務所管内などの各教育長会議等に参加をして情報意見交換をするとともに、日々の様々な事案への対応を経験する中で、改めて、皆様の期待とその責任の大きさを真摯に受け止めております。その責務において、最優先に考えていかなければいけないことは、「子ども達の命と安全を守る」ことだと思います。先般の川崎の事件のお話を今、お聞かせをいただきましたが、当日は緊急対策として各小・中学校に登下校の徹底をはかるよう指示を出しました。また、各教育団体の代表者が集まる会において、子どもの命と安全を守るための見守り活動の強化と協力のお願ひもさせていただいております。今後は登下校、防犯プランの一層の周知と各学校における学校危機管理マニュアルに基づく研修を再度徹底させたいと思っております。また、関係機関と連携を取りながら今回の事件の教訓を生かした内容にしていきたいと考えております。今後もスピード感をもって、各関係機関と連携協力を図りながら、組織力を生かした的確な対応が図れるよう努めてまいります。その上で、今年度が、5カ年計画の最終年度となる「内子町教育大綱」に基づき、「社会を強く、たくましく生きる力の養成」、「社会貢献を実現する人材の養成」、「安全・安心で安定した教育環境の構築」、「絆づくりと地域コミュニティの形成」の4つの基本的方向性に沿った取組を確実に推進していきたいと考えております。具体的には、学校教育においては、内子の素晴らしい人・物・自然などの教育環境に根ざしたふるさと教育の推進や外国語教育・環境教育などの社会の変化に対応した教育の推進、自治・学習においては、内子町の町づくり、地域づくりの柱

である自治会制度や人権教育の推進など、内子町の特徴を生かした取組の充実発展に、全力を尽くしていく所存です。そして、それらの取り組みをとおして、子どもたち一人一人が、内子町の未来と自分の将来への夢を膨らませ、内子町が推進する「町並み、村並み、山並みが持続的に発展する内子町」の実現に迫りたいと考えております。今後とも、議員各位のご指導ご支援を賜りますようお願い申し上げます、私の所信表明とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） それでは、私の方からは、まず、内子町内の小・中学校不登校・保健室登校の現状でございますけれども、昨年度、年間30日以上長期欠席している不登校児童・生徒数につきましては、小学生で4名、中学生で8名でございます。率に致しまして、小学校が約0.5%、中学校が約1.8%でございます。保健室登校につきましては、非常に定義が難しいわけでございますけれども、今年5月の実態調査で、5月7日から17日までの9日間の登校日に1日でも学校にいる間は主として保健室にいる状態の児童生徒につきましては、中学生で2名という現状でございます。この保健室登校につきましては、コミュニケーションが苦手な子どもたちでございますので、その子たちに対する支援策のひとつということでございます。

次に、コミュニティスクールの取り組みにつきましては、昨年度3回の準備委員会を開催を致しました。また、今年3月に小田小・中学校学校運営協議会の設立総会を開催いたしました。学校と地域が学校運営の役割分担をすることで、チームとして子ども達のすこやかな成長と質の高い学校教育の推進に向けて取り組んでいるところでございまして、今後も計画的に、他の学校へも拡充を図っていきたいと考えております。

次に小田高校へのスキー部創設でございますけれども、高校に確認しましたところ、スキー部は既に有るということでございます。昭和52年にスキー同好会として発足を致しまして、翌53年からスキー部に昇格をして、現在に至っているということでございます。参考までに今年度のスキー部の入部希望者は0人ということでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

〔曾根岡伸也保健福祉課長登壇〕

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 私の方からは健康マイレージ事業について、お答えを致します。近年各市町で取り込まれている健康ポイント事業や健康マイレージ事業、これは国保の都道府県化に伴い創設された保険者努力支援制度の指標の一つとして掲げられたことで、取り組みが一段と活性化したものであるのではないかとこのように考えておるところでございます。内子町におきましても検討を続けてきた事業の一つでございまして、平成29年9月議会の一般質問でも議員からご提案のあったものでございます。健康ポイント事業につきましては、この間、検討を重ねてまいっているところでございますけれども、宇和島市や伊予市で行っているようなスマートフォンのアプリを活用する事業、これには町の規模として人口などを考慮した場合、コスト面で課題が多いのではないかと、また自己申告によるカード記帳やポイント付与によって、健康づくりのための動機付けや運動の継続化といったインセンティブの提供につながりにくいのでは

ないかというような議論を重ねまして、今のところ検討作業を一旦保留にさせていただいている状況でございますが、内子町ではこの間、健康づくりの取り組みとして、節目年齢の方の歯科検診の実施や、糖尿病重症化予防の取組、個人へのインセンティブの提供では、特定健診特定保健指導対象者への自助努力を支援する取組、後発医薬品の使用促進の取組などを実施をしております。これらによって、平成31年度の保険者努力支援制度交付金につきましては一人当たりで割りますとその交付額は県内で最高額となっているところでございまして、その内容につきましては、一定、評価をいただいているところでございます。また、議員さん先ほどいわれましたように、運動の習慣化につきましては、平成30年度にウォーキングマップを作成致しました。そして、3月26日には五十崎地域でウォーキング会を開いたところでございます。今後でございますけれども、各市町の事業の成果等をじっくり見させていただいて、効果的な運動習慣や健康意識高揚への動機付けや、継続化に有効な事業の検討を続けてまいりたいと考えておるところでございます。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

〔入海孝産業振興課長登壇〕

○産業振興課長（入海孝君） それでは、私の方からは農業女性に光をあてる取り組みにつきまして、お答えをさせていただきたいと思っております。内子町におけます農業の経営は、法人を除いて、その多くが家族によって経営されておりまして、高齢化の進展によりまして、担い手の確保が喫緊の課題となっております。その対策と致しまして、若い就農者の確保はもとより、定年や早期退職者など中高年の就農、それから女性の就農が一次産業の維持・発展に繋がると期待されております。中でも、女性の活躍につきましては、「内閣総理大臣賞」を受賞されました「からり直売所出荷者運営協議会」の女性の取り組みにみられますように、家事と農業とのバランスを見直すことによりまして、農産物等の出荷・加工など、農業経営への参画が農家の所得向上にもつながっております。町内では、女性ならではの発想力や手作り技術の伝承・普及を行うための「内子町生活研究連絡会」が結成されております。情報交換や女性の起業・農業経営への参画に取り組まれています。会員の取り組みにつきましては、「広報うちこ」30年12月号で特集されました「食文化を守る」田渡地区「加工所みのり」の活動が紹介されておりますほか、同じく、9月号では、「内子町の農業の未来」を題材に、次の時代を担う若者や女性の活動を特集し、広く情報発信を行っているところでございます。

次に、林業でございますが、平成30年末、愛媛県内における森林で施業を行う担い手は約1,000名、そのうち、女性は1名でございます。直接的な募集については、林業事業体で行われていますが、現場の衛生環境や労働条件などそういう面から厳しい状況にございます。内子町におきましては就業者はございません。担い手の確保では、林業事業体におきまして、小・中学校の授業などで林業という仕事の紹介や小田深山で企画します官民合同でのイベントの開催など、機会をとらえて内子町の林業を広くPRする活動を行っています。女性に特化した取り組みではございませんが、今後とも内子町の基幹産業である農業、林業での活動を支援し、やりがいや魅力を発信してまいりたいというふうに考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井一富議員。

○3番（向井一富君） 学校の関係で不登校の子どもさんがおられるということですが、具体的に個々の学校に通えない理由みたいなのを把握されているのか。その方々にどのようなアクションを起こされているのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） まず、不登校、児童生徒の原因でございますけれども、これについては、コミュニケーションが苦手ということになるわけですが、その苦手に至っている経緯につきましては、子どもひとりひとり、それぞれ取り巻いている環境であったり、変わってきております。ですから、そういったことも踏まえて、そういう学校に行きづらい、行っていない、子どもたちへのケアと致しましては、まず本人、保護者、そして家庭との関係を丁寧に構築をしていくということ、そして児童、生徒がどのような状態でまたどのような援助を必要としているのか、その都度見極めた上で支援をしていくというようなことで進めさせていただいております。そしてもう一つ、大切なことと致しまして、適切な時期に適切な対応をおこなっていくというようなことでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井議員。

○3番（向井一富君） コミュニケーション能力といいますかそこら辺に多少の問題があるお子さんがおられるのかなと思います。将来的にはそういう方が今テレビでもネットでも騒がれておりますひきこもりっていう状況になる可能性がありますので、コミュニケーション能力が低い方にはそれなりの社会が受け入れる土壌っていうのが必要になってくるのではないかなと。子どもさんだけではなくて大人の引きこもりの方に関してもですけど、そういう土壌づくりの研究とかはされておりますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 土壌づくりといいますか、そういうことにつきましては先ほどお話し致しましたように10人いれば10人、100人いれば100通りのそういう環境であったり、子どもたちの状態というものがございます。ですから、土壌づくりというところというものも含めまして、児童・生徒だけではなく家庭に対する適切な対応というものも継続的に進めていく必要があると考えております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井議員。

○3番（向井一富君） 本当に社会も複雑化してまいっておりますのでなかなか昔ながらの教育方法とか昔ながらの社会性をそれに取り入れていくというのは困難になろうかと思っております。そこら辺で一つ一つが状況が違うということ踏まえてそれなりの対応をしていく社会を作っていくといけないうのかなという感じでございます。先生方には大変、ご苦労掛けると思いますが、引き続きがんばっていただきたいと思っております。

続きまして、歩いて貯めよう健康ポイントの関係ですけれども、財政的に困難で答弁があった

と思いますけど、財政っていうのがどのくらいこの歩いて貯めようポイント制度をやるためにはどのくらいな財政が必要だとみこまれておって、財政的に困難であると答弁に至ったかを教えていただいたらと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） スマートフォンを活用した取り組みとして財政面、コスト面で課題があるというふうにお答えをさせていただきました。私の方で県内の各市町の様子なども聞かせていただいたんですが、規模は違いますが、内子町の2.5倍の市の取り組みでのアプリ使用の経費ですけど、だいたい300万程度は必要かと思います。これも単年で終わるものではないので、使用していく限り、その経費がコストとしてかかっていくということが挙げられます。どういったポイントを付与するかによってもその費用につきましては変わってくるものと思います。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井議員。

○3番（向井一富君） 先ほども総括質問の中でも述べさせていただきましたが、宇和島でも初期費用が400万の想定で年度の運営費が50万ということで説明させていただいたわけなんですけど、そのくらいな金額、皆さんの血税でございますので、そのくらいな金額っていうのはなかなかまずい言葉ではあるんですけど、町民の健康がそれで増進するのであれば、そんなに高い予算ではないと感じておるわけなんですけど、それはそれでしっかりとまた検討をしていただきたいと思うんですけども、引き続きですね、町民の健康を守るどうしたら守っていけるかというところをですね、最大限に考慮していただいて、検討していただきたいと思います。一点だけですね、内子町の国民保険の関係の健康マイレージ事業があったと思うんですけど、それが取りやめになった経緯を以前の議会で説明があったと思うんですけど、分かる範囲で教えていただきたいと思います。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 議長。

○議長（森永和夫君） 曾根岡保健福祉課長。

○保健福祉課長（曾根岡伸也君） 以前の健康マイレージ事業、内子町が取り組みました事業につきましては、対象者を国保の加入者に限ったため、全町民に対する周知がなかなかしにくかったというようなことで、町民全体での取り組みにはならなかったため、1年でとりやめたものです。この健康マイレージ事業に参加をいただいた方もごくわずかであったと記憶しております。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井議員。

○3番（向井一富君） 農業振興の最後に質問させていただきます。農林振興の関係で農林省がやられております、農業女子プロジェクトに内子町から2名参加されておるとは思いますけど、そこら辺の状況は把握されておりますかいかがでしょうか。

○産業振興課長（入海孝君） 議長。

○議長（森永和夫君） 入海産業振興課長。

○産業振興課長（入海孝君） 議員のご指摘のとおり、今の国の方のプロジェクトでございます

が、県内から町から2名ということでございます。その下部組織ということで愛媛県でも同じように一次産業女子ネットワークさくら姫というグループがございます。こちらの方には内子町から3名が参加しているところでございます。また、参加されている方は独自に大洲喜多地区でも活動するグループを立ち上げられて物販等の活動をされているというところでございます。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井議員。

○3番（向井一富君） 以上で終わります。

○議長（森永和夫君） 午前中の一般質問はここまでとし、休憩をします。午後1時から再開を致します。

午後 0時00分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

次に、大西啓介議員の発言を許します。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西議員。

〔大西啓介議員登壇〕

○1番（大西啓介君） 議席番号1番、大西啓介です。質問通告書の内容について、会議規則及び申し合わせ事項に従い、一般質問を行います。

今回の質問は「新深山荘計画」について、1点のみでございます。様々な方向から、この事業について議論し、考え方を共有して、より素晴らしい事業になるように、私も一町民として、一議員として、また同業者として心より願っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、前回の3月議会において、新深山荘建築整備にかかる経費として、およそ3,840万円の予算が承認されました。本年度に実施設計を完成させ、来年度はいよいよ建築工事が始まるものと思われまます。そこで現時点で計画されている内容をできるだけ詳しく教えてください。設置予定場所、部屋数、レストランや風呂など施設の設備内容、建築費総額、活用する補助金等があればその事業名、補助金額、町の自己負担額、起債等において事後補填があるならばその額、等々、町民の方々が聞いてもわかりやすく説明をお願いいたします。また巨額な費用となると思われまますが、その総額の妥当性をお示しいただければと思います。その新深山荘、整備、運営をすることで、内子町としてどのような効果があると見込んでおられるかもお尋ね致します。以前、全員協議会でこの計画が示された際、私は「いくらお金がかかっても、それ以上の経済効果が生まれるならば意義のある事業になると思います。その試算を提示して、町民が納得できるようにしてください。」と申し上げました。経済効果について試算はされましたでしょうか。そして、その新深山荘の運営は誰がどのような形でやるのでしょうか。もちろん何処の誰が、と既に決まっていたら問題ですけれども、設計費が予算化されたということは、ある程度計画も煮詰まってきたと思います。その仕組み、指定管理者制度になるのか、事業委託となるのか、賃貸物件として扱うのか、はたまた第3セクターを立ち上げて、からりのように町と一丸となって運営して

いくのか。またその公募方法や契約期間などお答えいただければと思います。我々議員は、以前から全員協議会や予算決算常任委員会において、計画の説明を受け、議論も重ねてまいりました。しかし、果たして町民はどのように受け止めているのでしょうか。そう考え、ちょうど4月、5月は総会シーズンですので、新深山荘計画についてどう思われているのか、いろんな方々に聞いてみました。当然ながら小田地域の方々からは「なんとか小田の活性化や魅力づくりのために、実現してもらいたい」という意見が多かったのですが、「他に優先して欲しいことは山ほどある」という意見もありました。対して、内子や五十崎地域の方々からは、「金額が大きすぎる」とか、これが一番多い意見でしたが、「あんな山奥に作って冬はどうやって営業するのか」、「小田振興のための事業をとというのは分かるが、もっと費用を抑えた上で効果がある事業ができるのではないか」、また、「オーベルジュ内子が赤字続きなのに、なぜ同じことをするのか。民間事業者なら絶対にあり得ない」という意見もありました。一番驚いたのは、「小田でもこの計画について全く知らない人も多い」という話を小田の方から聞いたことです。そこで質問いたします。この計画の内容や経緯などの情報発信や、パブリックコメントとして町民に対する、特に小田地域に対するアンケートなどは実施しましたでしょうか。または、する予定はありますか。

さて、そのオーベルジュ内子についてです。「新深山荘計画」の良き前例となるはずのオーベルジュ内子の運営状況は、先ほども申しました、以前の議会等で「29年度は赤字である」と報告されていきました。取り寄せた30年度の報告書では更に赤字額が大きくなっています。その額は29年度628万円、30年度885万円です。今までの議会においても、同僚議員から何回も質問があった通り、新しいホテル棟が建つ気配も今のところございません。他県の企業ではありますが、宿泊事業に特化した、言わばプロ中のプロが、内子町が建物を整備し家賃も請求しないという、この上ない好条件で運営しているオーベルジュ内子でさえ赤字という現状を踏まえて、地理的に更に条件の良くない場所に整備される新深山荘の運営の展望について、収支計画を作っておられれば、その内容を、第2のオーベルジュにならないための対策をどう考えられているのか、伺います。

総括質問、最後となりますが、町の支援について質問します。運営展望の答弁を伺う前に、町に支援について質問するのもおかしな話なんですが、今回の事業、オーベルジュのように施設をつくって、業者にお任せして、「頑張ってもらいたい」で終わりなのではないでしょうか。町として観光誘客についてなんらかの施策を打っていくのか。それは町が設置した施設だけなのか、町の観光全体なのか、町としての方向性をお伺いして、一括質問は以上といたします。

○議長（森永和夫君） 大西議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） 大西議員ご質問の新深山荘計画についてお答えします。まず、建設計画の現時点での計画内容についてございますが、昨年度策定しました基本計画に基づいて、その概要につきまして、ご説明いたします。新深山荘は、老朽化により、平成29年7月から閉館し、解体除去を行いました旧深山荘に代わる施設として、建設を計画しているものでございます。設置場所は、愛媛森林管理署小田深山事業所跡とJAえひめ中央農協が、国から借地し、営

業所として使っていた跡地を町が購入し、約3,200㎡の敷地に宿泊施設等の建物と駐車場等を整備するものでございます。建物は、木造一部鉄骨造でございますが、2階建て、延べ床面積が、630㎡で、レストランや宿泊室7部屋などを予定しています。また、床暖房と温浴施設などへの給湯を行うため、木質ペレットボイラーを導入する計画となっております。

建築費用につきましては、現時点で実施設計業務委託料、建物の建設工事費、木質ボイラー設置工事費を合わせて約4億円の計画でございます。うち、補助金は、合計で農山漁村振興交付金約1億円となっております。残りの財源につきましては、起債と公共施設整備基金などの一般財源となります。この建築費用の妥当性につきましては、東北大震災の復興や東京オリンピックの影響なども有り、建設に係る資材費や人件費が高くなっていることや木質ペレットボイラーの導入などにより、約4億の事業費となっておりますが、その妥当性につきましては、建物本体だけで考えますと、昨年度建築した南山自治会館の建物における坪単価と同程度であり、妥当な金額ではないかと思っております。

次に、新深山荘を設置する効果や経済効果の試算についてお答えします。新深山荘の建設予定地周辺は、山並みのシンボルである小田深山溪谷があり、多くの観光客が訪れています。現在、旧深山荘がなくなって以降、食事や休憩をする場所がなく、新深山荘の設置によって、次のような効果があるかと思えます。1つ、小田深山の観光拠点として、観光客の安心安全が常に確保でき、また、おもてなしによって、町内外に内子町をPRすることができます。2つ目に新たな従業員等の雇用に繋がってまいります。3つ目に、地元産の食材を使った食事の提供、木質ペレットの利用などにより、地元農林産物の需要増及び地産地消の推進につながります。4つ目に、小田深山を訪れる観光客が増えることで、その通過点に位置します町内の店舗等において、買い物などによる売上げ増につながるかと思えます。5つ目に、内子町観光協会とも連携し、町並み、村並み、山並みを結んだ観光プラン作ることで、観光客の滞在日数を増やし、町内での消費額の増につながるかと思えます。6つ目に、多くの人が訪れる8月や紅葉シーズンを中心に町内の団体・グループ等によるバザーなどを開催することで、収入増につながってこようかと思えます。以上のような効果を見込んでいます。

次に、経済的な効果の試算についてでございますが、利用者や宿泊料等について、一定の条件による試算で、新深山荘における売り上げ高は、年間約3,600万円を見込んでおります。町内全体的への波及効果については試算を出していませんが、より多くの経済効果が、内子町全域に広がっていきけるように取組んでいきたいと考えています。

次に、新深山荘の運営についてお答えします。新深山荘の運営につきましては指定管理者制度を活用する予定でございます。来年度の早い段階で公募を行い、プロポーザル方式で候補者を決め、指定管理者選定委員会での選定後に議会の承認を得ていく予定でございます。契約方法は指定管理者が決まりましたら町との基本協定を結びますが、指定管理期間は、5年を予定しております。

次に、パブリックコメントに関するご質問にお答えします。まず、情報発信はしているかについてでございますが、新深山荘計画につきましては、3町合併協議会の中でも謳われており、また、内子町総合計画のプロジェクト10の中でも大きな事業として挙げられているものでございます。また、平成29年度には、新深山荘建設検討委員会を5回開催し、平成30年度にも基本

計画策定協議会を5回開催してきております。こういった中で、町民や小田深山での活動団体、林業関係者等へのヒアリングを実施してきたところであり、新深山荘建設計画については、一定の議論と情報発信を行ってきているところでございます。

次に、小田地域住民の反応についてでございますが、各種会合、団体等の集まりにおいて、新深山荘の建設計画を説明し、また建設後の利用、協力をお願いしております。多くの方より新たな小田のシンボルとして、また活性化の拠点施設として期待されていると感じているところでございます。

次に町民へのアンケートは実施しているかということについてでございますが、これまで、アンケートは実施していませんが、以前から深山荘の建て替えについては地元とも意見交換を行ってきておりますし、また、平成29年度の新深山荘検討委員会で住民の意見を聞いたり、平成30年度の新深山荘基本計画策定協議会の中でも、住民のほか、小田深山での活動団体、林業関係者へのヒアリングを行ってきたところでございます。

次に、新深山荘の運営見込みについて、お答えをします。新深山荘の建設予定地は、地理的には条件が良くないとのことでございますが、小田深山は、自然が多く残り、四季折々の風景が見られる景勝地であり、また、笠取山への登山口やブナ林にも近く、松山市方面、南予方面、高知県方面からと、自然を楽しみに訪れる小田深山ファンも多く、これまでも多くの方が訪れています。そういった方々を取り込むことによって、旧深山荘においても多くの利用者があり、安定した経営をおこなってきたところでございます。新深山荘でもそういった好条件を活かした様々な観光プランを立て、誘客をおこない、来場者や宿泊者を今まで以上に増やしていくことで、安定した運営が可能であると考えています。以上、答弁とさせていただきます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 私の方からは、最後に総括的な質問をされましたので、建物を作って終わりなのか、町として誘客についてどういう施策を打っていくのか。また支援は、町が設置した施設だけなのか、観光全体なのかというご質問について私の方からお答えをさせていただきたいと思っております。町と致しましては、建物を含めた関連施設につきましては、予定として先ほど申しましたように、指定管理者にその維持管理・運営をお任せしたいというふうに考えておりますけれども、町として利用者がどうやったら増えるのか、またこれまで以上に元気ができるような様々な支援というものは町としてもやっていかないといけないというふうに思っております。具体的には、四季折々での様々なイベントの例えば今、ワンツーツリーフォレストなんかもやっておりますけれども、そういったものをさらに拡大していく、また、全国の写真愛好家による小田深山での写真コンテストを実施していく。そして、各種機関・団体等への呼び掛けをおこなったり、また山関連の雑誌に掲載をさせていただく、観光協会とも連携したりして、様々な連携をとっていきたいというふうに思っております。特に、7月中旬から松山空港へ就航致します、台湾との直行便であるエバー航空も就航の予定でございますので、スキー客等々も誘致を今後積極的にできるんじゃないかなというふうに思っておりますから、そういうところの連携もですね、やっていったらおもしろいんじゃないかなというふうに思っております。町全体のPR活動の中で積極

的に対応していきたいというふうに思っております。町の支援は、町が設置した施設だけなのか、観光全体なのかということについてでございますけれども、この新深山荘の件だけじゃなくて、町全体の視点から雇用の確保であったり地場産業の拡大であったり、交流人口の拡大であったり、そうした状況を見て公益性が高い、やる方がいいというふうに判断できれば支援をしていかななくてはならないというふうに思っておりますし、そうした対応につきましては、現におこなっているということについては、大西議員もご理解をいただいているのではないかなと思っております。より、多くの人に利用していただけるよう、町としても積極的に努力していきたいというふうに思っております。以上でございます。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西議員。

○1番（大西啓介君） 今回ですね、新深山荘計画について質問しているわけですが、申し上げた通り私としては、応援しております。なにがなんでも成功してほしいと、小田地域のためにも内子町観光全体のためにも思うわけです。ただ、先ほど町民からの伺った意見にもあったとおり、第2のオーベルジュ内子になるべきではない。現状のオーベルジュ内子ですけども強く思います。町長から今もいろんな案を支援策を出していただきました。そして、現にそれだけやっているというお話ですが、しかし、現にオーベルジュは赤字です。オーベルジュも9年、来年10年を迎えるわけなんですけど、これからリニューアル、修繕費用も発生してきます。指定管理者制度というのは町の持ち物ですから、それは町の負担となるはずなんです。いろいろな町では指定管理者制度をとっていても家賃をとってそれを町が積立、修繕費やリニューアルに充てるという制度をとっています。そういう仕組みも考えた上で、今後新深山荘が設置されて現状のオーベルジュのような最悪ですよ、最悪、オーベルジュのような運営状況に陥ってしまうと町の負担というのは、今後どんどん発生していきただけになってしまいます。先ほど質問しました、第二のオーベルジュにならないための対策というのは考えておられるでしょうか。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） 第二のオーベルジュにならないようにということでございますが、町としてもですね、いろいろなイベントとか、観光協会とも協力して外からのお客さんを呼び込んでいくというような方向で協力というか指定管理者とも一体となって、お客さんを呼び込んでいきたいと考えております。それによって泊まれるお客さん、それから食堂等を利用されるお客さんが増えてですね、収入増につながっていくんじゃないかということで支援をしてみたいと思っておりますので、ご理解いただいたらと思います。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 今、大西議員からオーベルジュの話が出ましたけれど、私のお聞きしているところではですね、オーベルジュは単体で決算しているのではなくてオリエンホテルっていうグループがあるわけですね。本社が高知で。全体でそこは捉えていらっしゃるということでございますので、たぶんそのやりくりの中で対応されているんじゃないかなというふうに思っております。というふうに私は受け止めておりますので、ご理解いただきたいというふうに思いま

す。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西議員。

○1番（大西啓介君） 逆にですね、それならば、赤字が出るのがおかしいです。たぶん私も同業者ですから経営について多少理解できると思っておるんですが、部屋数は少ないといえども単価3万円です。稼働率50%でまわして赤字っていうのはまず同業者としてあり得ない数字です。その意味で企業全体でいろんな費用を融通しているから赤字となっているということは内子で稼いだ分が本社もしくはよその事業所に流れているということになります。これはおかしいですよ。もともと儲けてください、そしてホテル棟を建ててくださいという契約だったはずですが、それがやりませんよ、オーベルジュ内子だけでは儲かっているかもしれないけれども、それは会社全体で見たら分からない、だから儲かってないといっても分からない。だからホテル棟を作る約束を反故にされても構わないんだというのは、ちょっと筋が違うと思うんですけど、その辺について本当にオーベルジュ内子単体で赤字かどうかきちんと会社に対して、事業所に対して、精査していただきたいと思います。その要請というかお願いというのはできますでしょうか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） それはですね、審査会の中でですね、ちゃんと精査をして、指定管理の議会で議決を求める時にご報告をさせていただいて説明をしてきたいというふうに私は理解しております。ただ、大西議員が言われるように、あそこが赤字だということは私たちも理解しています。そういう報告を受けております。けれども、赤字だからだめだということではなくて赤字の部分はオリエントという全体のグループの中で穴埋めをされて運営をされているんじゃないかということをおし上げたのでということをおし上げたかっただけです。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西議員。

○1番（大西啓介君） 失礼しました。私の理解がちょっと間違っていたようですが、オーベルジュ内子は赤字だけでも会社全体で補っているという理解ですね。となると、以前の質問の答弁の中で、オーベルジュ内子の稼働の採算ラインは58%か57%だったかと思えます。そこまで押し上げられない理由というか、この鳴り物入りで合併協議会でこういうものを作りましょうと内子町の合併のシンボルプロジェクトとして整備したオーベルジュですけども、今の赤字の状態がずっと続いている、それに対して対策というか状況を分析しないうちに赤字だと判断してそれは企業で補ってもらっているからいいじゃないかという状況で新しい施設をまた作るというのは民間的にはあり得ない話です。それを納得させるだけの形として運営の形とかいろいろな町の支援とか伺っているんですけど、おそらくオーベルジュを作る時に言われた内容とほぼ変わらないと思います。じゃあ、どうするのかと。私先日、梶原に取材に行っていました。梶原は指定管理者で同じように宿泊施設を整備して民間事業者が運営している形をとっております。以前までは同じ事業者、高知の宿泊事業者が運営しておりましたが、今は地域の梶原町商工会が運営組織を作ってそこが経営しています。その代表の方とお話することができたんですけど、以前の運営の形では、やっぱり企業ですから、経費に掛かる部分ですよ、それは一括発注であり町に

地域にお金が落ちていなかったと言われてました。おそらく今のオーベルジュ内子もそういう形だったと思います。私も実はオーベルジュ内子に泊まったことがありまして、出てくる食事とかサービスとかは一流だと感じましたけれども、やっぱり高知の業者から仕入れているなど思うものも多かったです。それはおそらく変わってないでしょう。レストランもやめられています。そんな状況で梶原の町はこれじゃいかんと経営を変えないかと、町の商工会が立ち上がって運営組織をつくり、指定管理者として運営を始めたわけです。そのおかげで、町にいろいろお金も落ちるようになったし、町民の応援する気持ちが変わったと。同じ高知といえども市内の大きい会社じゃなくて地域の商工会というそういう組織が運営することでそれぞれの町民の気持ちが変わってこれこそがまちづくり事業だという実感が今あると熱く語られておりました。そういうふうに、新深山荘も私はできれば、地域で運営する形を作ってほしいなと思っています。それを支えていくのは行政であったり、観光協会だと思うんです。そういう形は、指定管理者募集する際に、いろいろ規制を設けるのは難しいかもしれませんが、そういう形で町内のグループとか、組織とかに運営を限るということは可能でしょうか。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

○小田支所長（大森豊茂君） 運営についてですね、町内のグループとかということですが、基本、法人が指定管理者になるということですので、そういうグループが法人登記していただいて公募した時に募集していただければ入っていけると考えております。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西議員。

○1番（大西啓介君） ぜひ、それこそ雇用につながりますし、地域への経済効果という意味でそういう形に近いもので運営していただきたいと思います。また、町の支援についてですが、現在、新深山荘は計画段階ですけれども、小田支所の所管です。オーベルジュの運営については建設デザイン課の所管ですね。また農家民泊について産業振興課の所管。ちょっと町並も絡んでいますが。あと、普通の旅館、ホテルやうちなんかの古民家宿なんかは町並・地域振興課の所管です。これで町として支援を効果的に効率的にできるのでしょうか。今後も同じ宿泊業ですが、所管ばらばらのままで管理というか支援というかそういう体制は今後もこのままで進められますか。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 今の件はですね、国の補助金の流れの中で、農林水産省の補助金が出れば産業振興課で受けてみていく、違うルートであればそこの所管がするという縦の系列の中での対応になっておる。我々としては、町民の皆さん方としっかりと向き合う現場ですから、今の段階では横に連携を取りながらですね、町民の皆さん方とタグを組んでしっかりと向き合うという体制ですけれども、今後においては、もしかしたら部署を一つにするということも考えないといけないかもしれません。今後の課題だというふうに思います。

○1番（大西啓介君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大西議員。

○1番（大西啓介君） ありがとうございます。それぞれの部署、性格がそれぞれ違うと思わ

れます。いくら縦割りだからといってもその運営事業者は同じ仕事をしているわけで、同じような要望をそれぞれの課にもっていくというのは違和感もあります。できれば早いうちにそういうところ、補助金の窓口ということでしたら、運営はまだ別に作れると思いますので、そういう対応する課なのか、係なのか、分かりませんが、そういう部署はきちんとひとまとめにして、フォローしやすい、支援しやすい、また情報も受け取りやすい形、まとめやすい形を行政側で作っていただければ今後も運営に対してそれぞれの施設の運営に対して、観光全体に対してスムーズな行政支援ができるのではないかと思いますので、その辺は早急に検討もしくは実施をお願いしたいと思います。いろいろ言いたいことがあったんですけど、だいぶこんがらがってまいりまして、最初に申し上げたとおり、私は新深山荘計画に対して賛成なんです。応援したいんです。同業者ですから。観光事業者ですから。先ほど支所長の方から申し上げられたように、深山、自然いっぱい宿に泊まって町場や保存地区や内子座周辺の文化や伝統に染まる宿に連泊してたっぷり内子を感じていただければ、絶対リピーターにつながると思いますし、すごいそれこそが魅力的な一つの商品として内子の看板になるはずですよ。私はこの事業、官民一体となって本当の意味で内子の観光を盛り上げるためのきっかけになってほしいと心から願っております。そういう意味で今の問題点、民間事業者のいろんな困ったことや現状を把握していただきたい。それをいい方向に変えていくためのきっかけになるように、新深山荘の事業がきっかけになるように願ひまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 次に、関根律之議員の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

〔関根律之議員登壇〕

○2番（関根律之君） 2番、関根律之です。通告に従いまして、一般質問をします。まず初めに、小・中学校の管理体制についてです。教育長は、通学カバンが重くなっている問題を扱った「School bag is heavy」というユーチューブの動画をご覧になったことがありますでしょうか。この動画は、広島県牛田中学の生徒たちが作った約8分の動画です。内容を簡単に説明しますと、近年教科書や副教材の大型化や種類も増え、学習道具、部活動の道具などもあり、通学の荷物が重くなり中学生たちが疲弊しており、家庭学習で必要のない教科書や道具は学校に置かせてほしいことを訴えるものです。ちなみに、教科書などを置いて帰ることを子どもたちの間では「置き勉」と言うそうで、全国的にも通用する言葉だそうです。見ていて当然の主張だと思うのですが、現状この学校では置き勉を認めないルールになっています。「ずるをして軽くして帰る人がいて、ちゃんと持って帰る人がいるのはおかしい」、とか「教室が乱れるのが心配」という先生たちのコメントも紹介されています。最後は、「信頼」というキーワードで、先生と生徒の信頼関係が大事だというようにうまく結んでいるのですが、私はこの動画を見て今の学校を取り巻く状況は、学校と生徒だけには任せておけない、保護者や地域で暮らす大人として関心をもって関わっていく必要を強く感じました。

まず初めに、教科書のページ数の増加などで、小中学生の通学かばんが重くなっている状況を心配する保護者等の声を受け、家庭での学習に使用しない教科書等を教室に置いておく、いわゆる「置き勉」を認めるよう、昨年9月文部科学省は都道府県教育委員会に通知を出したとされて

いますが、町教育委員会として町内各小中学校の状況をどのように把握し、指導・助言等を行っていますでしょうか。

次に、小中学生の飲料として水筒の持参を認める学校が全国的にも多いと聞きますが、特にこれからの季節水分補給量が多くなるため、水筒も1リットルや1.5リットルなど大型化しています。町内小学校で、水道水の飲用を基本的に認めないところがあると聞きますが、公共施設の水道水は本来、飲用が可能はずです。飲用を認めないと、万が一のために持参する飲料の量も多くなりがちになり、荷物もますます重くなっていきます。町内小中学校の水道水の飲用と水筒持参についてどのように把握・指導等を行っていますでしょうか。

次に、町内中学校の校則とそのチェック管理体制が厳しすぎるという生徒や保護者からの声を聞きますが、町教育委員会は各中学校の校則をどのように把握し、各学校に対して助言・指導等を行っていますでしょうか。

次に、発達障害についてです。近年、発達障害の子どもが全国的に増えていると聞きますが、内子町で把握している発達障害の子どもの人数と割合は。近年での変化をどのようにとらえ、対応をしていますでしょうか。

次に、発達障害や不登校、貧困など社会的に弱い立場の子どもへの差別・偏見をなくすための啓発や人権教育はどのように行われていますでしょうか。

次に私は、昨年の6月議会で適応指導教室・ふれあいルームの問題を取り上げましたが、あらためてまたここでお聞きしたいと思います。文科省は教育機会確保法、2017年2月施行の基本方針の通知で、「不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること、不登校児童生徒への支援は、登校という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要がある。当該児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮すること」などを基本的な考えとするとあります。これまでの適応指導教室の整備指針では「設置目的は学校復帰の支援」とされてきましたが、近年の不登校児童生徒の増加傾向等を踏まえ、方針転換とも言えるような法整備がされました。適応指導教室は、1990年に不登校生徒の学校復帰への支援を目的として始まりましたが、2003年から文科省は正式名称を教育支援センターとしています。教育機会確保法の趣旨に照らしても、適応指導という名称は、不登校生徒にとっても保護者にとっても威圧的な印象を与え、学校復帰が前提の場所であるという印象がぬぐえないように思います。不登校生徒に居場所を提供し、教育の機会を与え、社会的に自立することを支援する場所にふさわしく、適応指導教室の名称は、文科省が使用する「教育支援センター」に変更するのが妥当ではないでしょうか。改めてお聞きしますが、適応指導教室の名称を変更する検討はされましたでしょうか。また、ふれあいルームの活動日・時間の拡充は検討されましたでしょうか。

次に国民健康保険税の負担軽減についてです。私たちは、病気やケガをしたとき、誰もがお金の心配なく医療機関にかかるようにするために、全ての国民が原則、公的医療保険制度に加入しており、国民皆保険制が整備されているといわれます。公的医療保険制度の一つが国民健康保険制度、いわゆる国保ですが、国民の4人に1人、約3,500万人が加入しています。国保の他には、大まかに中小企業の労働者が加入する「協会けんぽ」や、大企業などの労働者が加入する「組合健保」、公務員らが加入する「共済組合」があり、これらは被用者保険と呼ばれます。と

ころが、国保制度の加入者は自営業者や非正規雇用の労働者のほか、65歳から75歳までの人のほとんどが加入することから低所得者が多いにもかかわらず、保険料は公的医療保険制度の中で最も高いという不公平な実態があります。国保料が高すぎて払えない滞納世帯は、全国で約289万世帯、全加入世帯の15%に達し、国保の被保険者の負担は限界に近づいています。さて、協会けんぽと内子町の国保でどのくらい保険料が違うのか、一つの例を試算してみました。内子町の国保加入世帯のモデル世帯として夫婦と子ども2人所得250万円、固定資産税5万円の世帯の国保税は年間39万9,300円です。これに対し、協会けんぽの給与所得者はおよそ年収400万円と考えられ、保険料は23万9,700円です。その差約16万円、国保は協会けんぽの保険料と比べて約1.7倍高い計算になります。これは一つの例です。国民健康保険の保険料は、その他の被用者保険との負担の格差が大きいため、2014年7月全国知事会は、国保に公費を1兆円投入することで中小企業の労働者が加入する協会けんぽ並みの保険料にすることを国に要求し、国保の都道府県化が実施された2018年以降も、引き続き国の固定負担率の引き上げを求め、2018年7月、全国市長会も国庫負担率の引き上げを要望しています。2018年11月、国保税の負担軽減のために、国に対し国庫負担の増額を求めることについて町長の所見はいかがでしょうか。

次に、各種医療費助成等、市町村単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担の減額について、国は未就学児までを対象とする子ども医療費助成にかかる減額措置を2018年度から廃止するとされています。中学校卒業までの医療費窓口負担を無料にしている内子町は県内でも他の市町に先駆けて実践したと聞いており大変すばらしいと思いますが、その国から減額措置は実施されているのでしょうか。その場合、その金額はいくらになりますでしょうか。全国市長会は2018年度の提言で、すべての市町村単独事業実施にかかる減額措置を廃止することを要望しています。内子町では、国に対して減額措置を撤回して国庫負担を増額するよう要請をしていますでしょうか。

次に、国保税のうち、赤ちゃんからお年寄りまで均等にかかる均等割は内子町では年間3万6,100円ですが、担税能力に関係なく住民一人ごとに一律で課税するのは古代では人頭税と呼ばれ、原始的で野蛮な悪税だという指摘があります。子育て世代を支援し、子どもを増やそうという政策に逆行する働きをします。こうした均等割額は、他の公的医療制度の保険料にはなく、国保に特有のものであります。国保料、税に関し、子どもの数に応じて負担が増加する均等割額について、独自に減免を行う自治体が広がり、全国で26自治体となっています。岩手県宮古市では、今年度から子育て世帯の均等割額の全額免除を行っています。財源はふるさと納税のうち、「市長のお任せ分」から充当するとしています。内子町でも子育て世帯の均等割りの減額を実施できないでしょうか。

次に、新深山荘についてです。町民利用をどのように考えていくか、現時点でのご所見はいかがでしょうか。今後の深山荘建設計画の工程スケジュールはどのようになっていますでしょうか。

次に、設計業務委託をする業者は、競争入札でしょうか。1社しか入札がない場合、設計業務委託料の見積りの妥当性はどのように担保されるのでしょうか。説明会の開催を求める声は多数ありますが、検討されていますでしょうか。以上、一括質問を終わります。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員の質問に対して、理事者の答弁を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 関根議員に私の方からは、国民健康保険税の負担軽減のために国に対して国庫負担の増額を求めることについてどう思うかというご質問についてお答えをさせていただきたいと思います。医療保険制度間の公平と国保財政の基盤強化につきましては、国民健康保険制度を持続可能なものにしていくために重要な課題であるというふうに十分認識しておるところでございます。平成26年7月に開催されました「社会保障制度に関する特命委員会」におきまして、当時の全国知事会社会保障常任委員会委員長が、国保の財政基盤を強化するために必要な財政支援の一つとして総額1兆円の公費投入を求められました。これを受けて国では、平成27年度から低所得者対策の強化として毎年1,700億円を、財政運営の単位が都道府県となった平成30年度からは、財政調整機能の強化や保険者努力支援制度、高額医療費の対応として1,700億円が追加されまして、現在ではご案内のとおり約3,400億円の公費が投入されているところでございます。1兆円と3,400億円とでは差があるといえはるわけでございますけれども、一定の要望は認められたんではないかなというふうに認識しております。これは全国町村会や全国町村会等が主催しております、全国知事会、全国議長会もそうなんですけど、地方6団体が中心になりまして、国保制度改善強化全国大会、これを毎年11月頃に開催しております、保険税の負担軽減を始め自治体の実情に応じた財政支援など、医療保険制度の安定運営の確保を図るために、様々な支援の方策を講じてもらえるよう運動を通じて要望してきたということの一定の成果の表れではないかというふうに思っておりますけれども、これで十分ということではございませんので、さらに引き続きまして、制度の充実や強化を多くの団体と一緒に国に求めていきたいというふうに考えているところでございます。以上で、答弁とさせていただきます。

○住民課長（二宮善徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 二宮住民課長。

〔二宮善徳住民課長登壇〕

○住民課長（二宮善徳君） 続いて、私の方から各種医療費助成等、市町村単独事業の実施に伴う国庫負担の減額についてお答えします。子ども医療費などの本人負担分を無償化した場合、その助成の方法として、本人が医療機関で診療を受けた際、病院窓口で直接自己負担金を支払い、後日申請によりその立替分を本人に直接助成する償還払い方式と、医療費の個人負担分を本人が窓口で支払いを行わず、その本人負担分は後日町が国保連合会を通して医療機関に支払う現物給付方式の2種類があります。国は、医療費助成を現物給付方式にすると医療機関に受診する患者数が増えると捉えており、増えた医療費については、国庫負担金などを減額するという仕組みを取り入れています。したがって助成の方法として現物給付方式を採用していれば、減額調整されることとなります。しかし、平成30年度からは小学校就学前の未就学児の減額調整については、少子化対策の観点から減額調整を行わないことになりました。ただし、就学児については減額調整制度が続いており現物給付を取り入れている内子町では、その分の国庫負担金は平成29年度分にはなりますが、約54万円減額されています。単独で行うことも医療費の減額措置に対しての国へ要請については、内子町も加入しております全国町村会の中で「政府の予算編成及び施策

に関する要望の中の重点事項」において、早急に全廃するという事として取り上げられております。以上、私の答弁とさせていただきます。

○税務課長（吉川博徳君） 議長。

○議長（森永和夫君） 吉川税務課長。

〔吉川博徳税務課長登壇〕

○税務課長（吉川博徳君） 私の方から国民健康保険税の子育て世帯の均等割りの減免についての質問にお答えさせていただきます。国民健康保険税の均等割額については、均等割額の総額に被保険者数を乗じて算定されることとされ、大人・子どもを問わず一律の金額を賦課することになっております。現在、本町の国民健康保険税の減免は国の通知に基づき条例に定められており、町独自の減免は行っておりません。また、低所得者世帯の負担軽減のため、政令に基づく基準に従いまして、2割・5割・7割軽減といった均等割額の減額を行っております。子育て世帯の子どもに係る国民健康保険税均等割額の負担軽減につきましては、全国町村長大会において支援制度の創設を国へ要望しているところでございます。国民健康保険の制度設計に関わるものですから、町独自に子どもに係る均等割額の減免を行うことは、慎重な判断が求められると考えております。以上、私からの答弁とさせていただきます。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

〔泉邦彦学校教育課長登壇〕

○学校教育課長（泉邦彦君） 私の方からは、小・中学校の管理体制について答弁をさせていただきます。まず、いわゆる置き勉についてでございますけれども、議員おっしゃられたとおり、昨年9月に文部科学省から発出されております「児童生徒の携行品に係る配慮について」を受けまして、当町では、すべての小・中学校が置き勉を認めております。児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等に配慮をした対策を講じるよう助言しているところでございます。

次に、町内小・中学校の水道水の飲用、水筒持参についてでございますけれども、児童生徒の健康管理に十分配慮をするように指導をしております。また、ほぼ全ての児童生徒が、水筒を持参している状況でございます。

次に、町内中学校の校則につきましては、毎年実施されております「学校教育に関する調査」等で把握をいたしております。

続きまして、発達障がい等の子どもへの支援体制でございます。まず、発達障がいの子どもについてでございますけれども、こちらで把握しております医師から発達障がいと診断を受けている子どもの数は、57人でございます。率にいたしまして約4.7%ということでございます。全国の状況や当町の推移から見まして、今後も増加していくであろうと予測をいたしております。対応につきましては、幼児期からの巡回相談を充実させ、必要な幼児につきましては、早期から丁寧な個別指導を実施し、また、保健センターとも連携を取りながら、1歳半、3歳児健診等においても、より丁寧な見守りをおこなっているところでございます。

次に、発達障がいについての啓発・人権教育でございますが、毎年、特別支援連携協議会主催の夏季セミナーを開催致しまして、発達障がいに関して保護者、教員また町職員等が共に学ぶ場として講演会を実施を致しております。

次に、適応指導教室は正式名称として全国で使用されておりますので、今のところ、名称変更は考えておりません。

最後にふれあいルームにつきましては、現在、火曜日と木曜日に活動しております。年間約100日開設を致しております。時間は、8時30分から14時30分の6時間でございます。さらに、大洲ふれあいスクールとの連携も図りながら支援を行っているところでございます。活動時間の拡充につきましては、職員の確保という課題がございますけれども、今後、保護者の要望であったり、各関係機関と協議を重ねながら検討していきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

○小田支所長（大森豊茂君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大森小田支所長。

〔大森豊茂小田支所長登壇〕

○小田支所長（大森豊茂君） 私の方からは、新深山荘についてのご質問にお答えします。町民の利用促進についてでございますが、新深山荘での町民の利用につきましては、日帰りでの自然散策後の休息の場として、食事、カフェ、温浴の利用が主になるであろうと考えていますが、住民の新たな保養や憩いの場としても利用いただけるよう、積極的に自然の情報や滞在のプランをつくり、発信していくよう取組んでいきたいと考えています。また、多くの観光客が訪れます8月や紅葉シーズンには、住民参加によるバザーや、特産品販売等の催しを行うことにより、新深山荘に宿泊される方々はもとより、町外から来られる観光客との交流を深め、内子町の魅力をアピールしていきたいと考えているところでございます。

次に、今後の深山荘建設計画の工程スケジュールについてお答えします。今年度は、新深山荘建設に係る実施設計を行い、次年度、令和2年度に建築工事を行いたいと考えています。また、これと並行して、令和2年度の早い段階で、施設設置条例の改正を行い、指定管理者と施設の新名称の公募も行っています。新深山荘の営業開始につきましては、令和3年度を予定していますが、建設の進捗状況や指定管理者の準備状況から総合的に判断して考えていきたいと思っています。

次に、説明会の開催についてでございます。8月中旬以降に、小田深山活性化フォーラムを開催し、今回の新深山荘の建設計画説明を始め、小田深山の魅力を紹介していきたいと計画を致しております。なお、個別での説明会を希望される地域、団体等がありましたら、出向いて行って説明をさせていただきたいと考えておるところでございます。以上、答弁とさせていただきます。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 私の方からは、新深山荘についての設計業務委託の入札、また見積りの妥当性の担保についてお答えを致したいと思います。まず、設計委託業務の算出根拠でございますが、「官庁施設の設計業務等積算基準」及び「積算要領」を基準に、建物用途「ホテル、旅館」として積算しており適正価格の設計と考えております。また、契約の方法でございますが、指名競争入札を予定しております。指名業者が辞退され1社となった場合でも、入札が行われるまでは競争相手がいないことを知り得ないため、他に入札者がいることを想定し、これ

と競争する意志を持って入札に参加しているはずであり、競争性は確保されているものと認められ、入札は有効とされております。以上でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） それでは再質問をさせていただきます。まず、最初の小・中学校の教科書の置き勉を認める通知については、教育委員会としてすべての小・中学校に通知も出してすべての小・中学校で認めているという答弁だったと思うんですが、私の子どもが通っている立川小学校で今年1年生になる子については、先生が算数と国語の教科書以外は置いていってもいいですよというように、ちゃんと説明があったんですけど、4年生の子どもについては、そういう説明を受けたことがないようで、いまだにすべての教科書、ノートを持って行っている、音楽の道具なんかの一部については、置いていっているものもあるようなんですけど、教科書については置き勉を認めるということは伝わっていないということがあったので質問させていただきました。改めてお聞きしますが、私はこの一般質問の質問を出してから、改めて確認して置き勉を認めているという確認をされたということでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） いわゆる置き勉でございますけれども、これは各学校ごとにそれぞれ学年によって各学校が工夫をして認めているところでございます。ですから、例えば運用状況につきまして、副教材や資料集とか技能教科の用具などでその日の家庭学習で使用しないものである等々、そういうところを工夫をして各学校が認めているというような状況でございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 原則認めているけれども、その各学校、学年に応じて、置いていっていいものが違うということだと思っておりますけれども、そもそもなんで、すべて置いていったらいけないんですか。宿題があるものについては、持って帰る。宿題がない社会とか、音楽とかの教科書をもって帰るといのは、各学校に応じてやっているという答弁だったんですけど、理解できないんですけど。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 置き勉についてはですね、国の今回出されたものに関しては、一律で何かをやりなさいという話ではなくて今まで取り組んでいる状況、先進的な、その例として示して各学校で適切に判断してほしいという趣旨だと受け止めております。内子町内においては、置き勉については、小学校については、以前からほぼできていたんですが、学年等の違いですね、これは学校の距離、それから児童生徒の事情、発達段階踏まえた上で指導しております。家庭学習というのは、もちろん大事なのでそこに踏まえて一律にこの何年生はこれはもって帰る、これはおいていくという指導はおそらくしてないと思います。それぞれの学年の段階で指導している。それから、もう一つは学校の環境というものもでございます。すべて置く環境というのはそれぞれの学校で大規模校、小規模校、環境が違います。そこで一律にものを置くということもできませ

ん。その辺も踏まえての指導だというふうに思っております。ということで、教育委員会からこれを一律に何年生はこうなさいという指導はしておりません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 一律にしていないということは分かりましたので、あとは個別、保護者なりが各学校とどういう状況なのか確認する必要があるということで、理解しました。

次に、水道水の飲用のところなんですけど、ちょっと私も答弁が早かったので聞き逃した部分はあるんですが、水道水の飲用は基本的に認めているということですのでよろしいでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 水道水の飲用につきましては、各学校が児童生徒の健康管理を考慮しながら柔軟な対応をしていけばいいのではないかとというふうに考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 柔軟な管理を各学校での対応に任せているということだと思んですけども、水道水を飲んだことで健康的に害する恐れがあるということは基本的に考えられないと思んですけども、にもかかわず、健康管理については教育委員会は関知しないというふうに聞こえるんですけども、水道水は飲んだら健康を害する恐れがあるかもしれない、各学校によっては、そのような認識がおありなんでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） まずですね、水道水につきましては毎年、水質検査をおこなっておりますので、飲用については、問題はございません。ただ、各学校で児童生徒数であったり、給水方式等々考慮した中で、各学校が柔軟な対応をしておるということでございます。ですから、教育委員会での指導と致しましては、子どもたちの安全、健康管理に十分配慮をした対応をしてくださいというような指導助言をしておるというところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） はっきりと、学校の飲用水は、飲用に問題ないという答弁が聞けたのでよかったです。が、給水方式によって各学校の事情に応じてという給水方式に応じてということ、これは私も立川小学校でも以前聞いたんですけど、屋上にタンクがあって屋上に貯めてそれを落としているから貯め水になっている期間が長いので、衛生的でない可能性があると言われたんですね、当時。そもそも水道水であれば、そういうことも配慮して学校で蛇口のところでちゃんと残留塩素が残っているかどうかというのは、検査されるべきじゃないかと思んですけども、簡易検査であっても簡易検査のキットみたいなのがありますよね。給水方式に応じてみたいなことはどういう意味でおっしゃられたのかももう一度お願いします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 給水方式につきましては、今、議員さんおっしゃられたように、直結給水方式と貯水槽方式ということでございますけれども、この貯水槽方式、タンクに貯めた水につきましても毎年、水質検査を実施して問題ないというようなことでこちらの方は学校の方には伝えているところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 次にですね、校則についてなんですけど、調査等を学校にして把握しているというお答えだったんですが、本当に細かいところまで把握されているのかなというところで疑問に思うところもあるので、改めてこの話をしたいと思います。内子中学校の校則に下着の色は白という指定があるのはご存知でしょうか。保護者から聞いた話ですけれども、それを確認するための検査で、女性教員が女子生徒に服をめくらせて検査が行われているということを知ったんですけれども、合わせてそのことを承知していますでしょうか。他の学校でも同様の下着の色を指定するこういう校則がありますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） まず、それぞれ4つの中学校につきまして、校則については把握をいたしております。その中のこまごましたものにつきましては、それぞれ各学校の判断にゆだねているということでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） きちんとお答えいただいてないと思うんですけど、下着の色を指定しているというのは内子中でそういう聞いたんですけど、他の学校でそういうのがあるかどうかを把握していますか。イエス、ノーです。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 下着ではないですけど別の中学校については白の半袖ブラウスであったり、白のカッターシャツというふうな決まりもされております。また、靴下については白地のもの等と各学校で判断をされて校則をつくっておられるというところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） ちょっとそこまでは把握されていないというふうに理解しました。下着の色について指定しているすべての学校で指定しているかどうか。この問題ですね、教育長もご存知だと思んですけど、2018年の国会でも取り上げられまして、当時の参議院ですけれども、下着の色を指定している学校があると。それを教員が確認のために女性の生徒だったら女性の教員が服を一部脱がせてなり、はだけさせて確認していると。これはパワハラ、人権侵害にあたるのではないかと参議院議員が指摘しているんですけどそれに対して当時の文部科学大臣、林文科相は「大変驚いている」と答えているんですよ。こういった国会でのやり取りがあったことを承知していますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） そこまでは承知しておりません。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） その国会の中でですね、これは文科省自身が発行した生徒指導提要というのがあるらしいんですけど、その中にある校則の見直しという項目がありまして、この中で、絶えず積極的に見直しを行わなくてはならないという表記があるそうなんですけど、これについて当時の文部科学大臣は、「最終的には校長の権限により適切に判断されるべき事柄であります。児童生徒が話し合う機会を設けたり、保護者の意見を徴収するなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加した上で決定するのが望ましいと考えています。」という答弁だったんですよ。下着の色を指定するというのは、そのくらい当時の文部科学大臣、大変驚いており必要に応じて校則というのは見直されるべきだということを答弁しているんですけど、こういった実態が内子中学でもあるということを知らなかったということですけど、改めて今のお考えをお聞かせいただけますか。教育長、お願いします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） そもそもですけれども、校則といいますのは、学校、児童、生徒、保護者の話合いの中で決まっているという部分も多くあります。ですから、例えば校則を見直す等々の事案が出てきた場合には、校則検討委員会というのを設置をして、どういう校則にしていくのかというふうなことを学校も行っているところでございますので、校則の中で白色に限らず他のところの箇所についても各学校、児童、生徒、保護者で場合によっては校則検討委員会等を設置をして決めていければいいのではないかと考えております。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 原則、必要に応じて校則検討委員会というのがあったり、各学校でそういうことも検討されているであろうという答弁だったと思うんですけど、これもその中学生の保護者の方から聞いた話ですけど、度々、校則について見直しを求める声が出て、生徒総会なりでそういう意見をだされて、共通の生徒からの要望という形で教員側に提案はされているらしいんですけど、ろくな説明もなく却下というようなそういうような結果だというふうに私は聞いております。これも文部科学大臣がその時の答弁なんですけど、生徒らが校則を変えてほしいと提案しても教員にとりあってもらえなかった事例があるという参議院の指摘に対して校則の提案があった時に児童生徒の自尊感情の低下を招かないようにするのは大事なことだと。精神的に追い詰めかねないことであるのでこういったきちんとした説明も必要だということも当たり前と言えば当たり前なんですけど、されているんですけど改めて校則について把握しているというふうに答弁だったんですけど下着の色については各学校そこまで把握していないように見受けられましたし、林大臣が答弁していることも含めて、改めて町内の中学校の校則を確認をしていただきたいと思うんですが、教育長、いかがでしょうか。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 只今、下着の色の話に向いているんですけど、そもそも校則というのは校内生活のきまり、それから校外の生活のきまり、そして、今、下着等も含めて服装等、いろいろとあります。それら一つ一つはですね、校内生活についてというのは今言ったように子どもたちの意見もちろんのことで、校外生活については、地域の皆さんの声も踏まえて共通すべきことは共通しているような場面もあります。この学校だけが特別ではなくて、校外生活についてもあわせましようというようなことは生徒指導の先生たちを中心にやっております。そういう中で今、細かいことについての学校差というようなことに関しては、学校にある程度お任せしているところもございますけれども、そういう声があったら、学校の中で当然、取り上げるべきでありましようし、それから特に服装等については保護者の皆さんのお考え等がございましたらまずはPTAの中で声かけていく。そして話し合っていく。また町内全体にかかわってくることでありましたら、町のPTA連合会等もございます。そういう場を通して協議をしていくということも今後考えていきたいと思っております。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 当然、私もすべての校則を把握してはおりませんし、必要な校則も各学校の状況に応じてあることごとでしょう。そういった一般論も当然分かった上で各学校でPTAからまずはそういう問題があるのであれば出してほしいということだったというふうに理解しましたので、一応その旨、保護者の方なりにはそのように伝えて私も一旦理解をしました。

次に発達障害のところですけども、人権教育、夏季セミナーというのをおこなっているというお答えがありました。私も昨年広報誌にこういったものが出ていて、私も興味があったというか、どういうものかということで出てみました。出席してみましたところ、周りは見たことのある先生方、雰囲気も先生方のセミナーという形だったと思うんですけど、保護者の方への啓発という意味も大切ではないかと。人権教育どのようにおこなわれているかという質問に対しては夏季セミナーで年一回やっているというお答えになるというのは分かるんですけども、学校でもこういう人権教育というのは、不登校の子や貧困や発達障害の子をたくさん全国的にもいる中でそういう子どもへの偏見とかがないように、指導していくべきだと思うんですが、保護者、子どもたちに向けての人権教育、改めてどのようにされているのか、お答えいただけますか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 子どもたちへの人権教育ということでございますけれども、100人子どもがいたら100通りの自立の形があるというようなことですので、人権教育また発達障害の子どもたちへの支援ということで昨年度、発達支援センターを開設をさせていただきました。この目的と致しまして、関係機関との連携、情報の集約化、一元化、また継続的で途切れない支援をおこなっていこうと。そして、最終的な目的と致しまして、本人と保護者と共に自立に向けた将来像が描ける、そういうような発達支援センターにしていこうということで今進めて

いるところでございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） ふれあいルームについて再質問したいと思います。先ほど同僚議員の質問で不登校生徒が小学校で4人、中学校で8人というお答えがありましたけれども、現在、ふれあいルームは昨年まで中学3年生の年代の方が3人入っておられたそうなんですけど、その方々が巣立っていかれて、現在は小学校の生徒さんが3人だと聞いているんですけど、全国的にも不登校の子どもが増えているという状況もありますし、先ほどの中学生が8名もいるということで中学の方が不登校の生徒の割合が年齢があがるにつれて増えていくということを聞いているんですけど、ふれあいルームのことについてもきちんと周知、各学校やそういった不登校傾向の保護者達に説明はされているんでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） ふれあいルームの広報につきましては、議員ご承知のように町のホームページにも掲載を致しておりますし、広報うちこにも掲載を致しております。また、先ほどお話しましたように研修会等々があったら、そこでも説明をしているというようなところがございます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 個別にそういった不登校の生徒や保護者達にふれあいルームのことをちゃんと周知されているかということ聞いたつもりだったんですけど、ふれあいルームのことで相談をした保護者の方の話をちょっとここで少し紹介させていただきたいと思います。町内の小学校に通わせていて不登校傾向にある生徒の保護者がふれあいルームに連絡をとって、電話をしてくださる、電話番号はホームページで公開されていますから、電話をして見学をしたいということをお願いされたところ、まずは発達支援センターを通すようにというふうに言われたと言っているんですね。発達支援センターではまずは検査をしてからということと言われたということをおっしゃっているんですね。保護者は自分でもいろいろ調べてふれあいルームをまずは見学して相談してみたいという意向があつて電話したにもかかわらず、まずは検査というふうに言われたように正確には違うのかもしれないですけど、そのようにまずは検査をしたり、しないと言学ができないというようなそういう認識を持たれてしまったということなんです。ふれあいルーム、ホームページで紹介と直通の電話番号も掲載はしていますけれども、直接問い合わせをした方に対して、発達支援センターをまずは通さないと相談は受けられないみたいなそういう体制にしているのは、ちょっとこれは問題じゃないかと思うんですけど。あと学校関係者、担任や校長を含めてですね、学校関係者と教育支援コーディネーターの方と保護者で対応についてふれあいルームを含めてですね、話し合いの機会があったそうなんですけど、いろいろな保護者の気持ちも聞いてもらえる部分もあったんですけど、最後には学校に行かないのはもったいないという趣旨のことを言われて、学校に戻る努力をしていくよう促されたということを言っているんですね。先ほど教育機会確保法のことを最初に申し上げましたけれども、必ずしも学校復帰の

みを目的とすることなく、ひとりひとりの児童に向き合って教育の支援をする機会を与えることというのが趣旨だと思うんですけど、そういう教育機会確保法の趣旨からいってもですね、学校や行政に相談したら、ふれあいルームに見学させないで、まずは学校に戻すことをね、言うってその順序というか、やり方は私はその不登校などで悩む保護者に対してですね、保護者の身になって十分な支援が発達支援センターやふれあいルーム、学校との連携がきちんとなされているとは言えないんじゃないかと思うんですけどもその点いかがですか。教育長、お願いします。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 今の議員さんのご質問ですけれども前段の部分につきましては、こちらの方といいますか、直接聞いたわけではございません。又聞きですので、その点に関しましては答弁を控えさせていただきます。

ただ、先ほどお話しましたように、発達支援センターの開設した目的、その一つと致しまして、住民から分かりやすい相談窓口を設置しようということで、発達支援センターを開設をして致しております。また、情報の集約化、一元化というようなことも大切な支援になってくると考えております。ですので、基本的に今、ふれあいルームといいますのは、学校教育課、発達支援センターの位置づけにしておりますので、まず議員さんそういう相談、もし仮に受けられたのであれば、発達支援センターの方に連絡してみてもどうですかというようなそういうご助言でもしていただけたらと思います。以上です。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 私もこの発達支援センターのことについては、設立前から校長としてかかわっております。そういう関係でですね。相談窓口の一本化といいますか、子どものやはり実態を正確に掴んで、どういう手当をしていけばいいかというところをですね、今説明あったように目的にしてセンターをつくっております。その中の方法としてふれあいルーム。ふれあいルームもですね、内子のふれあいルーム、それから大洲青少年交流の家の中でも大洲・喜多でご存知だと思うんですけど、あります。その他いろいろと県療育センター等、それぞれのところでどういふふう子どもにとってするのが望ましいかというところを保護者のご意見をもちろん決めるのは保護者ですので、保護者のご意見を聞いて対応していると、そういう中で先ほどの個別の件についての行き違いについては十分にお答えできませんけど、そういう中で一度センターにというお話をしたんじゃないかなというふうに推察をしております。またそういう中で言ったのに見学をさせないということではなくて、一度そちらからということでございます。検査についてはですね、いきなり検査も急にしても当然子どもも抵抗もありますし、保護者もとっても戸惑いはありますので、それは実態を見ながらいろいろと対応しているのが現状でございます。検査も一つではございません。複数あります。それも段階をみて保護者の同意を得た段階でまたあるいは子どもの同意を得た段階でしますので、いきなり来て検査をされたとかいうことはございませんので、その点をご理解いただけたらと思います。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） ふれあいルームのホームページ、なかなか文章として練られたすばらしい文章になっていると思うんですね。そのポイントというか不登校傾向にある児童や生徒たちに居場所としての空間をつくる。居場所というのをちゃんと書いて安心して自分の気持ちや考え、意見を出すことによって、自信をもって行動できるように手助けをしている。それだけで十分じゃないかと思うんですけれども、国の制度ですから、国の補助なんかもある関係で適応指導教室というそういう名称を使っているのかもしれないですけど、たしかに適応指導教室という名前を使っている自治体もたくさんありますし、教育支援センターというふうに名前を変更したところもあります。その辺もですね、教育機会確保法の趣旨に照らせば、これは法律ができたのはまだ間もないので、なかなかそういった考えが浸透してないというのがわかりますけれども、8名の不登校生徒がいるっていうことはお聞きしましたけれど、そういった保護者や生徒にふれあいルームのことがちゃんと伝わっているのかということも含めてですね、いわゆる学校復帰だけが目的じゃないと、居場所でもあるんだからまずは来て一緒にできることをさがしてみようよとか、教育支援が目的なんですから、教育支援をできる施設があるんですということをちゃんと伝えていただけるような学校教育課であってほしいと教育委員会であってほしいと思うんですけど、そのような方向になっていきますよね、教育長、お願いします。

○教育長（山岡晋君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡教育長。

○教育長（山岡晋君） 時代とともにこの分野に関しては、進んできていろいろと情報が整理されてきております。それに合わせて人権教育という視点をもってですね、周りの動向も見ながら今後変えるべきところは変えていきたいと思いますが、先ほどの名称については現状は年間とおしての名称として本年度は使わせていただくというつもりでございます。以上です。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 国保についてもいろいろ言いたいこともあるんですが、今回は特に町長はじめ丁寧にお答えいただいたと思うので、慎重な判断が必要ということは、たしかにそのとおりであると思いますので、一旦これで理解しました。

新深山荘についてですけど、そもそも私が前の議会で町の施設なんだから町民利用というのが当然想定されていなければならないということに対して、先ほどの答弁でも丁寧にですね、町民の憩いの場となるように、目指すということを書いていただいて、よかったかなというふうに思っております。

最後に説明会についても8月中旬に小田の方で小田深山活性化フォーラムというのを開くということ計画していることを聞きまして、非常に私としてもうれしく思います。新しい事業に対しては、町民の関心も高いですし、私もいろんな町民に会った時に深山荘の話をするんですけど、まだまだ理解が十分に特に小田の地域はまたちょっと違うのかもしれないですけど、内子五十崎の町民にとってはどうなんだというオーベルジュがあんななのに、どうなんだという声をよく聞きますので、ぜひこれからも町民の声を広く聞いていただきますよう、お願いをしまして、以上で終わりたいと思います。

○議長（森永和夫君） 以上で4名の一般質問が終了致しました。ここで暫時休憩をします。午

後3時から再開をします。

午後 2時46分 休憩

午後 3時00分 再開

○議長（森永和夫君） 休憩前に続き、会議を開きます。

**日程第 6 平成31年請願受理第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願**

○議長（森永和夫君） 「日程第6 平成31年請願受理第1号 「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願」を議題とします。この請願は3月定例会において、産業建設厚生常任委員会に付託し、引き続き閉会中の継続審査となっていたものであります。産業建設厚生常任委員長から、審査結果の報告をお願いします。

大木 雄委員長、ご登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。平成31年3月18日、閉会中の当委員会に付託されました、平成31年請願受理第1号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願について、5月17日に当委員会を開催し審査を行いましたので、審査の結果について、ご報告申し上げます。

審査経過、並びに審査結果につきましては、請願審査報告書のとおりであります。本請願事項は、後期高齢者医療費窓口負担を現行の1割負担から2割にする議論が始まっているが、2割化は治療が長期にわたる高齢者の生活を圧迫し、必要な医療が受けられない事態が深刻化する恐れがあり、このような実情に配慮し、後期高齢者の窓口負担について原則1割負担を継続するよう意見書を提出することを求めています。

委員から、請願へ反対意見として、「団塊の世代が順に後期高齢者になっていく状況の中で、財源のことを考えると、それなりの負担をしてもらうことも必要ではないか。」また、「もう少し時間をかけて動向をみながら判断したらいいのではないか。」との意見もありました。採決の結果、この平成31年請願受理第1号は、「不採択とすべきもの」と決定しましたので、ここにご報告申し上げます。委員長の報告を終わります。

○議長（森永和夫君） ただ今の、委員長報告に対する質疑はございませんか。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） 質問に入る前に委員長報告というのが手元にないんですけど皆さんのところには配られているのでしょうか。委員長報告、今聞いてましたけれども、私は紹介議員であ

りましたので、紹介、説明ということで質問を委員会ですべていただきました。説明した後、質問が一点ありまして、その時に財源はどうするかという質問だったので、財源はこの場では議論する必要はないと断った上で、自分なりの考えというか申し上げたんですけど、その後の審議の内容は今、委員長報告ありましたけど、財源をどうするかということについて意見を述べた議員がほとんどで継続審査をした方がいいんじゃないかという議員は一人だけだったので実質的に内容については審議されていないんじゃないかと私は思いましたけど、私は発言権はなかったので、その場では申し上げられませんでしたけれども、今の委員長、どういうふうに報告するのかというのを聞いておりましたけれども、あれでは私は内容についてきちんと審査されたというふうに思わないんですけど、いかがですか。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） この場では委員会報告をするのみですので、そういったコメントは差し控えさせていただきます。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根議員。

○2番（関根律之君） この後の流れですけれども、委員長報告をして私が質疑をして差し控えるというお答えでした。その後は他にあるかどうかは質問がある方はお待ちするとして、なかったら討論という流れになるのでしょうか。

○議長（森永和夫君） 関根議員に申し上げます。これは、今の大木委員長の報告に対する質疑を今受けているので、そのあとは流れがありますので、質問ではないと思います、今のは。

他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。大木委員長、席にお戻りください。

これより討論に入ります。この請願に対する委員長報告は「不採択」です。よって請願に賛成者の発言を許します。

○2番（関根律之君） 議長。

○議長（森永和夫君） 関根律之議員。

○2番（関根律之君） 私は本請願に賛成の立場から討論を致します。平成29年総務省家計調査報告によると、高齢者夫婦無職世帯では、生活費などが毎月約5.5万円不足し、貯金を取り崩して生活せざるを得ず、また貯蓄なしの高齢者世帯は15%に上るとというのが高齢者の実情です。現政権は少子高齢化社会の進行に伴う社会保障費の自然増を抑制するという名目でこれまでも医療、介護、年金の分野で保険料のアップと給付削減が行われ、これからもこの分野で削減が検討されています。医療分野では外来受診時の計画追加窓口負担金の導入、薬の保険給付外し、介護の分野では、要介護1、2の生活援助サービスの保険給付費の対象外とすることなどが挙げられ、高齢者の給付は減らされ、負担は増える一方です。75歳以上の後期高齢者の医療費窓口負担は現在、1割ですが、すでに70歳から74歳までは2割に引き上げられ、今後は75歳以上も2割負担に引き上げることが国で検討されています。収入は年金のみに頼り、生活に余裕がない人が多い後期高齢者にとって医療費窓口負担割合を現状の1割負担から2割に引き上げることは、医療費の機関の受診抑制につながり、健康を損ねて健康寿命を下げることにもなりかねま

せん。産業建設厚生常任委員会での請願審議は、国の財源の手当てが困難であることを理由に請願趣旨に賛成しない議員が多数を占めました。しかし、現状ある制度を維持するために、財源を確保するのは国の責任であり、地方議員が国の財源の手当ての妥当性を採択の基準にすることは、不適當であります。採択の基準は本請願趣旨の含意が妥当であるかどうかを重視されるべきと考えます。以上のことから住民福祉の増進をはかるべき地方自治体の議員としての立場から国に対して後期高齢者の医療費窓口負担の1割維持を求める意見書を提出する本請願趣旨に賛成致します。

○議長（森永和夫君） 次に、請願に反対者の発言を許します。

○11番（下野安彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 下野安彦議員。

○11番（下野安彦君） 私はこの後期高齢者窓口負担の見直しにあたり、原則1割の負担継続を求める意見書の提出を求める請願については反対の立場で討論致します。先ほど、関根議員からも言われたんですけど、たしかに75歳以上の人口は今後も増え続けると思います。団塊の世代ですね。2025年には、2,179万人、2060年には、2,336万人にまで増加する見込みであります。後期高齢者医療制度の財源は、1割が被保険者からの保険料であります。4割が後期高齢者の支援金となっているため、現役世代の負担ということになります。残り、財源の5割を占める公費分についても支え方の見直しだけでは対応しきれなくなるとも言われています。確かに人間の生命や健康にかかる医療費ですから、負担は少ない方がいいのでありますが、保険制度の財源の根拠も考えずに急増する社会保障費の抑制や現役世代の負担との公平性の観点からも請願を採択して意見書提出するには、反対するものであります。なお、また関根議員、今、委員会での内容について財源の根拠を中心に考えるだけではおかしいと言われたんですけど、内子町議会として意見書を国に提出するとなると、やはりそういったことを考慮して意見書を提出するのは好き放題のことを内子町議会が意見書どんどん出して行くのでは責任のない議会というふうにみられるのではないかとこの観点を考えております。以上です。

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

これより、委員長報告のあった、平成31年請願受理第1号「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願」の採決に入ります。

この請願に対する委員長報告は、不採択です。

請願受理第1号を採択することに、賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立、少数であります。

従って、請願受理第1号は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

明日7日は、午前10時から本会議を開きます。日程は全議案に対する審議であります。

本日はこれをもって散会致します。

午後 3時15分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

令和元年6月第103回内子町議会定例会会議録（第2日）

- 招集年月日 令和元年6月6日（木）  
 ○開会年月日 令和元年6月7日（金）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（15名）

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 大西啓介君  | 2番 関根律之君  |
| 3番 向井一富君  | 4番 久保美博君  |
| 5番 森永和夫君  | 6番 菊地幸雄君  |
| 7番 泉浩壽君   | 8番 大木雄君   |
| 9番 山本徹君   | 10番 才野俊夫君 |
| 11番 下野安彦君 | 12番 林博君   |
| 13番 山崎正史君 | 14番 寺岡保君  |
| 15番 中田厚寛君 |           |

- 欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

- |                 |                |
|-----------------|----------------|
| 町長 稲本隆壽君        | 副町長 小野植正久君     |
| 総務課長 山岡敦君       | 住民課長 二宮善徳君     |
| 税務課長 吉川博徳君      | 保健福祉課長 曾根岡伸也君  |
| 会計管理者 稲葉勉君      | 建設デザイン課長 正岡和猶君 |
| 町並・地域振興課長 林慎一郎君 | 産業振興課長 入海孝君    |
| 小田支所長 大森豊茂君     | 環境政策室長 中嶋優治君   |
| 政策調整班長 畑野亮一君    | 上下水道対策班長 上石富一君 |
| 危機管理班長 松岡裕樹君    |                |
| 教育長 山岡晋君        | 学校教育課長 泉邦彦君    |
| 自治・学習課長 黒澤賢治君   |                |
| 代表監査委員 赤穂英一君    | 農業委員会会長 堀本健二君  |

○出席した事務局職員の職氏名

- 事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第7号）

令和元年6月7日（金）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
 日程第 2 議事日程通告  
 日程第 3 報告第 8号 平成30年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

- 日程第 4 報告第 9号 平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について  
日程第 5 議案第30号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について  
日程第 6 議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）について  
日程第 7 議案第32号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第 8 議案第33号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 9 議案第34号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第10 議案第35号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第11 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第11

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、6番、菊地 幸雄議員、7番、泉 浩壽議員を指名します。

---

#### 日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第7号のとおりであります。

これから議事日程に従って、提出議案の審議に入ります。

---

#### 日程第 3 報告第8号 平成30年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 報告第8号 平成30年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第8号、平成30年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算につきましては、事業執行にあたり不測の日数を要するため、3月議会においてお認め頂いた一般会計補正予算（第6号）で繰越明許として計上した事業で、農山漁村地域整備交付金事業、社会資本整備総合交付金事業、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金を活用したエアコン整備事業など全

18事業に係る事業費の繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。その内容につきましては、総務課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○総務課長（山岡敦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山岡総務課長。

〔山岡敦総務課長登壇〕

○総務課長（山岡敦君） それでは、私の方から、報告第8号 平成30年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算につきましてご報告させていただきます。議案書1につきましては、4ページから5ページにかけてでございますが、説明につきましては、議案説明資料1にて行いたいと思います。ご準備をお願い致します。

1ページをお開きいただいたらと思います。款、項、事業名、翌年度繰越額と、簡単に事業内容と繰越理由につきましてご説明致します。まず、2款、総務費、3項、戸籍住民登録費でございます。戸籍住民登録費、通知カード、個人番号カード関連事務事業につきましては、3月議会でお認め頂きました一般会計補正予算（第6号）繰越明許費で、繰越予定限度額171万2,000円を計上しておりましたが、交付金を支出する事業団体「地方公共団体情報システム機構」の個人番号関連事務事業に関する業務が年度内に完了したため、翌年度繰越額はなく0円としてございます。

続いて、6款、農林水産業費、1項、農業費でございます。農業振興費、栗選果プラント更新工事補助事業、1,330万円につきましては、愛媛たいき農業協同組合が実施する栗選果プラント更新事業に対する補助を行うものでございますが、更新に合わせて農協単独で選果場建屋の改修工事も並行して施工する予定でございましたが、地下施設受入ピット側面に大きな亀裂があることが判明し、現状での更新工事の施工は危険性が高く、ピットの強度を確保したのちでなければ更新できないことから、事業完了が年度内に見込めなくなりました。よって、繰り越したものでございます。豪雨災害支事業839万5,000円につきましては、平成30年7月豪雨により被災した倉庫の建築や機械などの購入を支援するものでございますが、河川護岸、被災農地の復旧などの遅れに伴いまして事業完了が年度内に見込めないため、繰り越したものでございます。農山漁村活性化対策費、地域連携販売力強化施設整備事業320万1,000円につきましては、からり直売所改修に係る周辺整備工事におきまして、直売所本体工事の工期延長に伴い、その後、施工を予定しておりました周辺整備工事の一部が、年度内に見込めない為、繰り越したものでございます。

続いて、6款、農林水産業費、2項、林業費でございます。林業施設費、農産漁村地域整備交付金、山の道事業、3,091万6,000円につきましては、林道蔵ヶ谷線、林道掛水線の施工にあたり、残土処理場の設計に不測の日数を要したことにより、年度内完成が困難になったため繰り越したものでございます。農山漁村地域整備交付金、道交事業、7,242万5,000円につきましても、林道仏峠谷大清水線外2路線の施工にあたり、残土処理場の設計に不測の日数を要したことにより、年度内完成が困難となったため繰り越したものでございます。

続いて、8款、土木費、2項、道路橋梁費でございます。道路橋梁費、町単町道整備事業4,694万7,000円につきましては、町道上宿間堤防線、町道池江線ほか8路線におきまして、

地元調整や関係機関との協議等に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完成が見込めなくなり、繰り越しとしたものでございます。社会資本整備総合交付金事業、町道、1億4,100万4,000円につきましては、町道滝山線、町道西横の地線などにおきまして、関係機関との協議や工法の検討などに不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完了が見込めなくなり、繰り越しとしたものでございます。

続いて、8款、土木費、3項、河川費でございます。河川及び防災費、がけ崩れ防災事業9,333万2,000円につきましては、桜谷地区外10地区におきまして、地元との調整に不測の日数を要したことから工事着手が遅れ、年度内完了が見込めなくなりまして、繰り越しとしたものでございます。土砂災害危険箇所周知対策事業1,135万5,000円につきましては、土砂災害防災マップ並びに浸水ハザードマップ作成において、掲載内容の検討に不測の日数を要した事から年度内完了が見込めなくなり、繰り越しとしたものでございます。

続いて、8款、土木費、4項、都市計画費でございます。内子運動公園費、内子運動公園改修事業5,419万円につきましては、内子運動改修事業において、防球ネット設置にかかる設計が遅れたこと。また、駐車場につきましては西日本豪雨の関係で発注が遅れたことにより年度内完了が見込めなくなり、繰り越しとしたものでございます。

続いて、10款、教育費、1項、教育総務費でございます。学校諸費、学校教育施設等修繕事業1億1,630万5,000円につきましては、小・中学校エアコン設置工事におきまして、年度内完了が見込めなくなり、繰り越しとしたものでございます。

続いて、10款、教育費、6項、保健体育費でございます。学校給食費、内子学校給食センター進入路改修事業702万円につきましては、豪雨災害により被災した進入路の復旧工事において、施工業者との請負契約が3月下旬であったため、年度内完成が見込めなくなり、繰り越しとしたものでございます。

続いて、11款、災害復旧費、1項、農林水産施設災害復旧費でございます。農業施設災害復旧費でございます。現年発生補助農業施設災害復旧事業2億9,878万6,000円。現年発生単独農業施設災害復旧事業2,632万7,000円につきましては、各農業施設の災害復旧事業にあたり、地元との調整が必要となり、不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。林業施設災害復旧費、現年発生補助林業施設災害復旧事業2億697万9,000円、現年発生単独林業施設災害復旧事業1,589万5,000円につきましては、林業施設の災害復旧事業にあたり地元との調整が必要となり、不測の日数を要したため、年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。

最後に、11款、災害復旧費、2項、公共土木施設災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧費、現年発生補助公共土木施設災害復旧事業、1億1,693万6,000円につきましては、町道鶴川大久保線外25箇所におきまして、地元調整に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。現年発生単独公共土木施設災害復旧事業、5,851万円につきましても、町道麓線外36箇所におきまして、地元調整に不測の日数を要した事から、工事着手が遅れ、年度内完成が困難となり、繰り越しとしたものでございます。

なお、繰り越すべき財源内訳等につきましては、記載内容のとおりでございます。以上、地方

自治法施行令第146条第2項の規定に基づく、繰越計算書の報告とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林議員。

○12番（林博君） 10款1項の学校教育施設修繕事業、これエアコン設置の工事ではなかろうかと推測するわけですが、聞くところによりますと、入札は終わったんですが、これ全国一斉ですので機器の調達がすぐに難しいというようなお話も業者の方から耳にしたわけですが、そういう状況の中、やはり町が考えておられるような期間での整備というのは、可能なのでしょうか。

○学校教育課長（泉邦彦君） 議長。

○議長（森永和夫君） 泉学校教育課長。

○学校教育課長（泉邦彦君） 只今のご質問ですけれど、全校への設置につきましては、今のところ7月中には設置完了する予定で今進めておるところでございます。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎議員。

○13番（山崎正史君） 11款の災害復旧費ですけれど、多額の復旧費用が出ているんですけど、場所も多くあるんで、業者の関係もあろうと思うんですけどそれぞれの災害の規模によって、期間は違いますが全体的にはだいたい予測といたしますか、地区によっては水田関係を休耕しているところもあるんで、来年度にはおそらく間に合うようにはなろうとは思いますがおおよそ時期的にはどのくらいまでに完了予定で考えておられるのか、その一点。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今、災害が起きたところの発注準備をしているのが先ほど議員のご指摘のとおり農業災については今、準備をしております。農業災が残っているのが102件ほどございまして準備をしているところですが、準備が整い次第、発注をするということで、今、ちょうど農繁期に入って水路とか田んぼとかがいろえない状況になっております。その後秋位に発注して来年は作付けができるよう、努力をしたいなというふうに思っております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

---

#### 日程第4 報告第9号 平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 報告第9号 平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 報告第9号、平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算につきましては、地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、地方公営企業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 報告第9号、平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。議案書の6ページをお開きいただけたらと思います。地方公営企業法第26条第3項の規定により、内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算書について報告するものでございます。地方公営企業法第26条第1項に規定する建設改良費の繰越額でございまして、翌年度繰越額として、5,888万でございまして、内容につきましては宿茂地区配水管延長工事他でございまして、地元調整に不測日数を要したことによるものが主な原因でございまして、繰り越すべき財源の内訳につきましては、記載のとおりでございまして、以上、簡単ではございますが、平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算書の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） ただいまの報告に対する質疑があれば許します。

○3番（向井一富君） 議長。

○議長（森永和夫君） 向井議員。

○3番（向井一富君） 繰越明許費の繰越の理由で地元の不測の事情ということでございまして、具体的にどのような事情がありましたか、教えていただきたいと思っております。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 配水管布設する場合に、どういう経路を通すとかどういう位置につけていくとかいう協議が地元でしていく必要があります、それに時間がかかったというのが主な原因でございまして。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて質疑を終結します。

本件は、報告事項であります。従って、報告のとおり受理することとします。

---

## 日程第 5 議案第 30号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第30号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第30号、内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例につきましては、改良住宅「長田」住宅の用途廃止に伴い、内子町改良住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。

その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致させていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第30号、内子町改良住宅等管理条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書1については7ページから、議案説明資料3は2ページでございます。それでは、議案書の7ページでございますが、提案理由といたしましては、改良住宅「長田」住宅の用途廃止に伴い、内子町改良住宅等管理条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、議案説明資料3の2ページをご覧ください。新旧対照表でございます。別表の長田の項を削るものでございます。位置等につきましては、次の3ページをご確認いただければと思います。

この住宅につきましては、現在、空き家となっております地元より「内子町田舎生活体験宿泊施設」通称お山の学校「ながた」の管理棟として使用したい旨の要望がございました。この住宅につきましては、今後入居希望も見込まれないことなど、総合的に検討した結果「内子町田舎生活体験宿泊施設」の一部施設として地元で管理していただくことが適当であることから、今回住宅の用途を廃止するものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいります。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎議員。

○13番（山崎正史君） 建物が昭和25年、かなり古いんですけど、今度管理する団体がどういう目的で利用されるのか。古いから取り壊しとかをして何かその土地自体を利用するとか、新たな管理棟を建ててほしいとか、いろんな形が出てこうと思うんですけど、その辺はどういう形になるのか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 地元の自治会で管理をするということなのですが、現在、管理棟という施設がないということなので、あそこの施設を管理棟として使いたいという要望がございました。ですから、その建物を壊すとかいうことではございません。今の状態で使っていくということでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎議員。

○13番（山崎正史君） 以前、ある方が管理人の立場かどうかは詳しくはわかりませんが、生まれとった時に多少改修をしとったのかなという写真で見たら一部屋根が日本瓦、片方古い方はストレート瓦になっておりますので、危険性はないのかどうか、その辺は十二分に見ておられるのか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 今回、こういうことにあたりまして調査を致しました。中の状況も見させていただいた上で現状では問題ないというふうに判断致しました。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します

お諮りします。「議案第30号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第30号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第 6 議案第 31号 土地改良事業計画（上成地区）について

○議長（森永和夫君） 「日程第6 議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）につきましては、内子町村前上成地区におきまして土地改良事業を行うため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業計画について議会の議決を求めるものでございます。その内容につきましては、建設デザイン課長に説明致さめますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いいたします。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

〔正岡和猶建設デザイン課長登壇〕

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案第31号、土地改良事業計画（上成地区）についてご説明申し上げます。議案資料1の9ページから、また議案説明資料3につきましては4ページからでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、議案書1の9ページをお願い致します。土地改良事業計画を行うため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、次の土地改良計画について議会の議決を求めるものでございます。事業種目は、愛媛県単独土地改良事業でございます。施工箇所は、喜多郡内子町村前上成地区でございます。事業量は農業用道路整備農道でございまして、延長413mでございます。経費見込は9,500万円を見込んでおります。施工方法は請負でございます。施行期間は本年度より令和2年度完了を予定しております。詳細につきまして、説明資料の4ページからご説明をいたします。まず、目的でございますが、本地区は、幅員2から2.5mの農道がございまして、受益面積は9.3ヘクタールで、受益戸数は11戸でございます。本農道を通じ主に柿の集出荷が行われております。現況幅員は狭小のため軽四トラックの利用となっており、また、路面は未舗装のため、でこぼこ等が激しく、農作業、出荷時に多大な労力を来しております。このため、今回、413mの農道新設・改良を実施し3.0mの車両通行幅を確保し、2トントラックの通行化や営農面での安定化を図り、合わせて当地区の農業振興を図るものでございます。

次に、2の地域の所在、地積および現況でございますが、内子町村前地域で田0.8ヘクタール、畑8.5ヘクタール計9.3ヘクタールでございます。

3の一般計画でございますが、生産計画といたしまして、現況、9.3ヘクタールに対しまして、計画も9.3ヘクタールを計画しております。資料右に移りますが、主要工事計画といたしまして、農道の新設・改良で、幅員が3.0m、延長413mでございます。

5の予定工期は本年度より令和2年度を予定しております。6の事業費の総額および内訳は、本工事9,500万円を見込んでおります。財源の内訳といたしまして、県補助金が50%。地元負担金と致しまして、分担金条例によります5%を予定しております。7の効果でございますが、維持管理費節減効果から走行経費節減効果までで621万1,000円を見込んでおります。

次に関係図面ですが、次の5ページに位置図を添付しております。次の6ページの上部が計画平面図で赤色の着色が受益でございます。下部の標準断面でございますが3.0mを基本幅員といたしまして、舗装は、表層につきましては、3cmを計画いたしております。以上提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいりません。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林議員。

○12番（林博君） 計画について再確認をさせていただきたいと思っております。農道の新設改良計画なんですけど、予定工期が議案書では、令和2年度までと完了がなっておるんですけど、説明資料では令和2年3月となっております。度があるのとないのとではさうとう期間が変わってこようと思うんですけど、確認をさせていただきたいと思っております。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 大変申し訳ございません。令和2年度でございます。完了年度は令和2年度でございます。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林議員。

○12番（林博君） そしたら説明資料の方は令和3年3月というとらえ方をしとったんで、2か年の事業改良計画なんですか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） ご指摘の通りでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎議員。

○13番（山崎正史君） ちょっと一点、この道路林道が入り口の方から入っておったんじゃないかなと。あのついな道路を改良して林道になっているのは農道の事業ですから、もし山林も奥の方にあったわけなんですけど、3mの幅員道路というわりと2トン車対応の道路ということなんですけど、将来的に考えれば縛りがあるかもしれませんが、3.5mとか4mとか工事費も大きく変更なろうとは思いますが、その辺はどのように考えておられますか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議員ご指摘のとおり起点というかこの図面でいきますと終点部分でございますが、おっしゃるとおり既設の道路でございます。この部分は改良をしていくということでございます。で、また新しくつける部分もあるということでございますが、幅員決定につきましては地元等々調整をして4mにすると工事費もかかるということなので、地元分担金の関係もございまして地元として協議を重ねていただいた結果、3mということでございます。

○13番（山崎正史君） 議長。

○議長（森永和夫君） 山崎議員。

○13番（山崎正史君） これは道路の完成時は、未舗装ということですか。それと時々急こう配ができるところはコンクリート舗装なんかしているところも所々あるんですけど、傾斜がきついところはどうしても未舗装だったら雨でならして改良したけど利用はしにくいというふうな問題はでてこようと思うんで、その辺は計画の中でどういうふうにするか。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議長。

○議長（森永和夫君） 正岡建設デザイン課長。

○建設デザイン課長（正岡和猶君） 議案説明資料の6ページの表面断面図にも掲載しておりますように、路面につきましては3cmのアスファルト舗装を計画しております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します

お諮りします。「議案第31号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第31号」は、産業建設厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 7 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度内子町一般会計補正予算（第 2 号）について

日程第 8 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）  
について

日程第 9 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度内子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について

日程第 1 0 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度内子町下水道事業会計補正予算（第 1 号）に  
ついて

○議長（森永和夫君） 「日程第 7 議案第 3 2 号 平成 3 1 年度内子町一般会計補正予算（第 2 号）について」「日程第 8 議案第 3 3 号 平成 3 1 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について」「日程第 9 議案第 3 4 号 平成 3 1 年度内子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」「日程第 1 0 議案第 3 5 号 平成 3 1 年度内子町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。以上、4 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 議案第 3 2 号、平成 3 1 年度内子町一般会計補正予算（第 2 号）について、議案第 3 3 号、平成 3 1 年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、議案第 3 4 号、平成 3 1 年度内子町水道事業会計補正予算（第 1 号）について、議案第 3 5 号、平成 3 1 年度内子町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、ご説明致します。

まず、水色の表紙、議案第 3 2 号でございます。平成 3 1 年度内子町一般会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

1 ページをお開きください。議案第 3 2 号、平成 3 1 年度内子町一般会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1 1 億 1, 8 7 4 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 9 8 億 9, 2 3 8 万円とするものでございます。前年度の 6 月補正後予算と比較して 2 億 7 9 9 万 1, 0 0 0 円、2. 1 %の増額となっております。

1 0 ページをお開きください。一般会計補正予算（第 2 号）に充当致します財源は、表中右側の補正額の財源内訳に示すとおり、国県支出金が 5 億 7, 6 9 5 万 9, 0 0 0 円、地方債が 3 億 3, 2 5 0 万円、一般財源が 7, 4 8 2 万 2, 0 0 0 円となっております。主な歳入をご説明致します。

1 1 ページをご覧ください。1 1 ページの上段、1 0 款 1 項、分担金でございます。社会資本整備総合交付金事業などの事業採択に伴い、1, 9 3 6 万 4, 0 0 0 円を計上していただいております。

続きまして、1 1 ページから 1 2 ページかけての 1 2 款 2 項、国庫補助金でございます。社会資本整備総合交付金をはじめとする各補助金等の交付額確定に伴い、3 億 5, 7 9 6 万 5, 0 0 0 円を計上いただいております。

続きまして、1 3 ページでございます。1 3 ページ上段の 1 3 款 2 項、県補助金でございます。林業施設費県補助金などの補助金の交付額確定に伴いまして、2 億 5 7 1 万 5, 0 0 0 円を計上

しております。

続きまして、14ページでございます。14ページ、中段以降の19款1項、町債でございます。認定こども園整備事業債、自治会館整備事業債など、3億3,250万円を計上いたしております。これらの特定財源で不足する額につきましては、14ページ上段の16款1項、基金繰入金として、財政調整基金から7,461万5,000円の繰り入れを行っております。

続いて、主な歳出をご説明致します。15ページをお開きください。2款1項7目、財産管理費、15節の工事請負費でございます。旧大瀬保育園跡地舗装工事として、638万3,000円を。

17ページをお開きください。3款1項1目、社会福祉総務費、19節の負担金、補助及び交付金でございます。消費税の10%引き上げによる低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えすることを目的としたプレミアム付商品券事業として、1億3,750万円を計上致しております。

21ページをお開きください。6款1項11目、農地費でございます。中山間地域における水利用の効率化・水管理の省力化に向けた整備により、維持管理の負担軽減と農作物の生産性の向上、農作業の共同化を図ることを目的とした「水利施設等保全高度化事業」や、農地の集積・集約化をはかる「農業基盤整備促進事業」などに、1億2,015万9,000円を計上致しております。

22ページをお開きください。6款2項3目、林業施設費でございます。林道蔵ヶ谷面谷線、惣郷富岡線など農山漁村地域整備交付金事業などに、2億3,858万2,000円を計上致しております。

社会資本整備総合交付金としては、24ページをお開きください。8款2項3目、道路橋梁新設改良費でございます。町道西横の地線などに、2億6,530万4,000円を。同じく24ページの下段、8款4項3目、公園費でございます。内子運動公園グラウンド改修工事など、1億7,117万6,000円を計上致しております。

28ページをお開きください。10款5項6目、伝統文化施設総務費、13節の委託料でございます。東京藝術大学との連携事業、四国学院大学のレジデンス事業委託として、677万4,000円を。

29ページをお開きください。10款6項3目、体育施設管理費、15の節の工事請負費でございます。参川地区体育館進入路及び駐車場舗装工事として、325万1,000円などを計上いたしております。

続きまして、ピンク色の表紙でございます。議案第33号、平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてでございます。平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出それぞれ12万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億7,687万7,000円とするものでございます。

7ページの歳入に記載しております。7ページをご覧ください。本年10月の消費税率10%への引上げに合わせて、第1号被保険者、65歳以上の者でございますが、の保険料につきまして、低所得者の保険料の軽減強化を行います。軽減された保険料については、国・県・町が負担することとされており、相当分について一般会計から繰り入れを行う補正等を行っているところ

でございます。

続きまして、浅黄色の表紙でございます。議案第34号、平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございます。平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）は、14ページをご覧いただきたいと思いますが、この14ページに記載しておりますとおり、収入及び支出において、石畳地区水道整備事業にともなう増額補正となっております。県営中山間地域総合整備事業と内子町水道事業との共同で整備をしております、今回の補正については、県営事業予算の増額及び水道事業の追加要望による増額補正となっているところでございます。

続きまして、同じく浅黄色の表紙でございますが、議案第35号、平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）は、8ページをご覧いただきたいと思いますが、収益的収入及び支出におきまして、浄化センターの余剰汚泥ポンプ、汚泥用空気圧縮機の修繕に伴う増額の補正です。建設から20年程が経過していることもあって、機械の不具合等が発生しており、運転管理に支障をきたすことから早期の修繕をする必要があり、増額補正となっているところでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑に入ります。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

お諮りします。「議案第32号」から「議案第35号」までの補正予算4議案は、予算決算常任委員会に付託することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第32号」から「議案第35号」までの補正予算4議案は、予算決算常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第11 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 第30号、五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約についてでございます。本案につきましては、6月5日に入札を執行し、仮契約を締結した「第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約」について、議会の議決を求めらるものでございます。

その内容につきましては、自治・学習課長に説明致させますので、よろしくご審議の上、ご決

定を賜りますようお願い申し上げます。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

〔黒澤賢治自治・学習課長登壇〕

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約についてご説明申し上げます。議案1の2の1ページ、また議案説明資料3の2の1ページをお開きください。まず、契約の目的でございますけれども、第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負でございます。契約の方法につきましては一般競争入札による契約となっております。契約金額は5,170万円でございます。契約の相手方は喜多郡内子町五十崎甲1948番地9、株式会社土居鉄工所五十崎支店、取締役支店長、渡邊健二でございます。落札率につきましては96.4%、工期につきましては、議会の議決のあった翌日から令和元年12月26日の予定でございます。

続きまして、工事概要についてご説明申し上げます。説明資料3の2の1ページをご覧ください。五十崎中央自治会館新築建築工事の建物位置図、平面図及び立面図になります。元の建物は昭和47年3月に建築されておまして、47年が経過いたしております。建築場所でございますけれども、内子町五十崎甲927の1番地で、町道下町下沖線をはさんで五十崎幼稚園に隣接致しております。延床面積が178.69㎡となっております。施設の概要と致しましては木造平屋建てで、広間、和室、調理室、男女及び多目的トイレ、屋外倉庫となっております。なお、電気設備、機械設備工事などにつきましては、設備工事として別途発注をおこなっております。以上、説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森永和夫君） これより、質疑にはいります。

○4番（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保議員。

○4番（久保美博君） この自治会館の建設場所なんですが、以前、ここが浸水したという話を聞いたんですが、その辺の対策はされておるのでしょうか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） ちょっと聞こえにくかったんですが。

○4番（久保美博君） ここの場所なんですが、水路が通っていて非常に低いという場所になっておると思うんですが、以前、ここが浸水したというか、ここの近辺が水がたまってぬかるむというようなことを聞いたんですが、それに対する対策ですね、底上げするとかいうようなことは考えておられるのでしょうか。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 議長。

○議長（森永和夫君） 黒澤自治・学習課長。

○自治・学習課長（黒澤賢治君） 失礼を致しました。この建築工事をおこなうにあたりましては若干の盛り土を致しましてレベルを上げる予定に致しております。

○議長（森永和夫君） 他に質疑はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します  
お諮りします。

「議案第36号」は、総務文教常任委員会に付託することにしたいと思います。  
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

よって、「議案第36号」は、総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

---

○議長（森永和夫君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日、各常任委員会及び予算決算常任委員会に付託しました、議案の審査報告については、会期末6月17日の本会議でお願いします。次の本会議は、6月17日、午前10時に開会します。

本日は、これをもって散会いたします。

午前10時53分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---



令和元年6月第103回内子町議会定例会会議録（第3日）

○招集年月日 令和元年6月6日（木）  
 ○開会年月日 令和元年6月17日（月）  
 ○招集場所 内子町議会議事堂

○出席議員（14名）

1番	大西啓介君	3番	向井一富君
4番	久保美博君	5番	森永和夫君
6番	菊地幸雄君	7番	泉浩壽君
8番	大木雄君	9番	山本徹君
10番	才野俊夫君	11番	下野安彦君
12番	林博君	13番	山崎正史君
14番	寺岡保君	15番	中田厚寛君

○欠席議員 2番 関根律之君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

町長	稲本隆壽君	副町長	小野植正久君
総務課長	山岡敦君	住民課長	二宮善徳君
税務課長	吉川博徳君	保健福祉課長	曾根岡伸也君
会計管理者	稲葉勉君	建設デザイン課長	正岡和猶君
町並・地域振興課長	林慎一郎君	産業振興課長	入海孝君
小田支所長	大森豊茂君	環境政策室長	中嶋優治君
政策調整班長	畑野亮一君	上下水道対策班長	上石富一君
危機管理班長	松岡裕樹君		
教育長	山岡晋君	学校教育課長	泉邦彦君
自治・学習課長	黒澤賢治君		
代表監査委員	赤穂英一君	農業委員会会長	堀本健二君

○出席した事務局職員の職氏名

事務局長 林純司君 書記 和氣啓介君

○議事日程（第8号）

令和元年6月17日（月）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名  
 日程第2 議事日程通告  
 日程第3 議案第30号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について  
 日程第4 議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）について

- 日程第 5 議案第32号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について  
日程第 6 議案第33号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について  
日程第 7 議案第34号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第 8 議案第35号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第 9 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について  
日程第10 議員派遣の件  
日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件  
日程第12 常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件

---

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第12

---

午前10時00分 開会

○議長（森永和夫君） 只今、出席議員14名であります。遅刻届が関根律之議員から提出されております。それでは、ただ今から、本日の会議を開きます。

---

#### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（森永和夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、8番、大木 雄議員、9番、山本 徹を指名します。

---

#### 日程第 2 議事日程通告

○議長（森永和夫君） 日程第2 議事日程通告をします。本日の「議事日程」は、お手元に配布しております、議事日程第8号のとおりであります。

まず、7日に行われた議案第31号「土地改良事業計画（上成地区）について」の審議において、林博議員から議案説明資料の不備が指摘されました。このことについて、理事者から発言を求めたい旨の申し出がありましたので、これを許可し、理事者に説明を求めます。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

〔稲本隆壽町長登壇〕

○町長（稲本隆壽君） 去る6月7日の本会議におきまして提案を致しました「議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）」について、提案理由の説明をさせて頂きましたところ、林博議員より議案書1の9ページの6、施工期間の完了年度と、議案説明資料3の4ページの5、予定工期の終了年月が一致しないのご指摘を頂きました。その場の答弁におきまして、建設デザイン課長から、工期の完了年度は「令和2年度」であるとの答弁をさせて頂きましたが、議案説明資料の訂正につきまして十分な説明をせず、産業建設厚生常任委員会に付託されました。議案説

明資料の訂正につきましては、6月10日に開催されました総務文教常任委員会と産業建設厚生常任委員会におきまして、改めて副町長より訂正内容のご説明とお詫びを申し上げ、議案説明資料3の4ページ、5の予定工期につきましては、議案書1の記載と同様に、「平成31年度（令和元年度）から令和2年度」と、訂正をさせて頂いたところでございます。この度、このような事態になり、議員各位には大変ご迷惑をおかけ致しました。改めてお詫びを申し上げる次第でございます。誠に申し訳ございませんでした。今後資料等の作成には、十分注意してさらにチェックを重ね、誤りなきようにしたいと考えているところでございます。今後ともどうぞよろしくお願い致します。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（森永和夫君） ただいまの説明に対し、林 博議員の再質問を許します。

○12番（林博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 林博議員。

○12番（林博君） 今、町長から訂正とお断りをいただいたわけですが、お断りではなしに今後チェックをして提出をいただきたいと思うんですが、上成地区の土地改良事業、2か年に渡ってスムーズに進みますよう、事業推進をお願いしとったらと思います。以上です。

○議長（森永和夫君） これから議事日程に従って提出議案の審議に入ります。

---

### 日程第 3 議案第 30号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について

○議長（森永和夫君） 「日程第3 議案第30号 内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。

大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木産業建設厚生常任委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第30号「内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について」、審査の結果をご報告申し上げます。

審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第30号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。

議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。今回の改正は、改良住宅「長田」住宅の用途廃止に伴い、内子町改良住宅等管理条例の一部を改正するものです。委員から、「今後この住宅については、無料貸し出しとなるのか、それとも指定管理に含まれるのか。」との質疑に対し、「この管理条例の削除後、お山の学校長田の指定管理施設に追加して管理していただく。」との答弁がありました。

採決の結果、議案第30号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第30号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第30号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、議案第30号は、委員長報告のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）について

○議長（森永和夫君） 「日程第4 議案第31号 土地改良事業計画（上成地区）について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。大木産業建設厚生常任委員長、登壇願います。

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） 議長。

○議長（森永和夫君） 大木産業建設厚生常任委員長。

〔大木雄産業建設厚生常任委員長登壇〕

○産業建設厚生常任委員長（大木雄君） ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議において、産業建設厚生常任委員会に付託されました、議案第31号「土地改良事業計画（上成地区）について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果については、議案第31号は、「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告を致します。土地改良事業計画（上成地区）につきましては、内子町村前上成地区において土地改良事業を行うため、土地改良法第96条の2第2項の規定により、土地改良事業計画について議会の議決を求めるものです。委員から、「農道の間地点に河川があるが、地元農家の管理の点から、横断排水工は流量計算のもと設計されると思うが、その構造は十分余裕を持たせる必要があると考えるが。」との意見に対し、「きちんと対応できるようにしたい。」との答弁がありました。また、「舗装厚3センチで2トン車走行に耐えられるのか。」との質疑に対し、「計画交通量、路盤の支持力によって決定している。」との答弁がありました。採決の結果、議案第31号は、全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

大木委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第31号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第31号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第31号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

**日程第 5 議案第32号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について**

**日程第 6 議案第33号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について**

**日程第 7 議案第34号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について**

**日程第 8 議案第35号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について**

○議長（森永和夫君） 「日程第5 議案第32号 平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」「日程第6 議案第33号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」「日程第7 議案第34号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」「日程第8 議案第35号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」以上、補正予算4議案を一括議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。中田予算決算常任委員長、登壇願います。

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） 議長。

○議長（森永和夫君） 中田予算決算常任委員長。

[中田厚寛予算決算常任委員長登壇]

○予算決算常任委員長（中田厚寛君） ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議において、予算決算常任委員会に付託されました4件の補正予算について、6月11日に委員15名出席のもと、各課長等からの説明を受け、質疑を行い、慎重な審査を行いました。審査の結果につきましては、配付いたしております審査報告書のとおり、全4議案「原案のとおり可決すべきもの」でございます。議案ごとに説明を受けた内容並びに質疑等についてご報告をいたします。

議案第32号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）につきましては、11億1,874万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を98億9,238万円とするものです。前年同期と比較し2.1%の増額となっています。それでは、まず歳入予算について、でございますが、国県支出金5億7,695万9,000円、地方債3億3,250万円、一般財源7,482万2,000円となっております。続いて、主な歳出予算は、2款、総務費においては、旧大瀬保育園跡地舗装工事費として683万3,000円が計上されています。委員から、「学校近くに駐車場ができることは大変便利だと思うが、管理はどうするのか。」との質問に対し、「地元自治会と協議を進めていきたい。」との答弁がありました。4款、衛生費においては、大洲喜多休日夜間急患センター負担金として、日曜日の夜間の受け入れを開始したことに伴い、136万円9,000円が増額計上されています。委員から、「このセンターの設置目的と利用者数は。」との質問に対し、「診療所や病院が閉まる夜間や休日に対応するための診療所として平成23年に設置された。平成30年の利用者数は、1,818人でそのうち内子町民が329人、18.1%であ

る。」との答弁がありました。6款、農林水産業費においては、村並保存対策費の中で地域再生マネージャー事業として、563万2,000円が計上されています。委員から、「地域再生マネージャー業務委託の内容は。」との質問に対し、「専門的知識を有する外部専門家の知恵を借りながら、体験プログラム事業の開発や情報発信、六次化による商品づくりなどに取り組んでいきたい。」との答弁がありました。8款、土木費においては、社会資本整備総合交付金事業では、2億5,967万2,000円が計上されています。委員から、「路線ごとの予算配分について、地元きちんと説明ができているのか。」との質問に対し、「それぞれの現場の都合もあり、このような配分になっているが、ご理解いただくように町の方から説明していきたい。」との答弁がありました。公園費では、内子運動公園グランド改修工事などとして、1億7,117万6,000円が計上されています。委員から、「スポーツマスターズ2020愛媛大会における軟式野球の会場に、内子運動公園が選ばれているが、現在の改修で大丈夫なのか。」との質問に対し、「愛媛県や軟式野球連盟に事前に見てもらっており、了解は得ている。」との答弁がありました。「外野席にある遊歩道の手すりが壊れており、危険で景観的にも見苦しいのでは。」との質問に対し、「入れないように対応しているが、今後修繕については検討させていただきたい。」との答弁がありました。10款、教育費においては、寄付金による楽器購入に関連して、委員から、「大瀬中学校には素晴らしい楽器が購入されていると聞くが、管理はできているのか。」との質問に対し、「吹奏楽部はなくなっているが、いつでも使用できるようにメンテナンスも含めて学校に指導していきたい。」との答弁がありました。以上、議案第32号平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について、多くの質疑がなされました。採決の結果全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第33号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、でございますが、歳入歳出それぞれ12万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を25億7,687万7,000円とするものです。特に質疑はなく、採決の結果、議案第33号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第34号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、県営事業予算の増額及び水道事業の追加要望のために、増額補正するものです。特に質疑はなく、採決の結果、議案第34号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第35号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、浄化センターの余剰汚泥ポンプ、汚泥用空機圧縮機の修繕のために、増額補正するものです。委員から、「修繕は、浄化センターの稼働に影響はないのか。」との質問に対し、「1日程度で終了するため、特に影響はない。」との答弁がありました。採決の結果、議案第35号は、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） 質疑、討論を省略し、ただちに採決に入ります。中田委員長、席にお戻りください。

採決は議案ごとに行います。

まず、「議案第32号、平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第32号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第33号 平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第33号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第34号 平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第34号」は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、「議案第35号 平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について」の採決を行います。本案に対する委員長報告は「可決」です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（森永和夫君） 起立全員です。

よって、「議案第35号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第9 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について

○議長（森永和夫君） 「日程第9 議案第36号 第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」を議題とします。審査結果について、委員長の報告を求めます。久保総務文教常任委員長、登壇願います。

○総務文教常任委員長（久保美博君） 議長。

○議長（森永和夫君） 久保総務文教常任委員長。

[久保美博総務文教常任委員長登壇]

○総務文教常任委員長（久保美博君） ご報告申し上げます。去る6月7日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、議案第36号「第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」、審査の結果をご報告申し上げます。審査経過等につきましては、配付いたしております審査報告書のとおりであり、審査結果について、議案第36号は「原案のとおり可決すべきもの」とするものでございます。議案について、説明を受けた内容

並びに質疑等についてご報告をいたします。本議案は、6月5日に入札を執行し、仮契約を締結した「第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について」について、議会の議決を求めるものです。

委員の質疑においては、「元の自治会館の活用計画は。」との質問に対し、「地元との協議を進めていくが、耐震化の問題もあり、残さない方向で検討していきたい。」との答弁でありました。「昨年度建て替えた、吉野川自治会館、南山自治会館において設計・施工に不具合な箇所があったと聞いている。今後はそのようなことが無いよう対応をお願いしたい。」との意見がありました。採決の結果、議案第36号は、「原案のとおり可決すべきもの」と決定いたしました。以上で、委員長報告を終わります。

○議長（森永和夫君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ありませんので、これにて、質疑を終結します。

久保委員長、席にお戻りください。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） これにて、討論を終結します。

「議案第36号」の採決を行います。本案に対する委員長の報告は「可決」です。

「議案第36号」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森永和夫君） 起立、全員です。

よって、「議案第36号」は、委員長報告のとおり可決されました。

---

### 日程第10 議員派遣の件

○議長（森永和夫君） 日程第10 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり、派遣することに決定しました。

---

### 日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第11 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、「議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項」について、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、議会運営委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

---

### 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（森永和夫君） 「日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、次期定例会まで、閉会中も継続して調査したい旨、申し出がありました。

お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし。」の声あり〕

○議長（森永和夫君） ご異議なしと認めます。

従って、各常任委員長から申し出のとおり、次期定例会まで、閉会中の継続調査とすることに、決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。

ここで、稲本町長、ごあいさつをお願いします。

○町長（稲本隆壽君） 議長。

○議長（森永和夫君） 稲本町長。

○町長（稲本隆壽君） 本定例会閉会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。議員の皆様には大変ご多忙の中、本定例会にご出席を賜り、提案させていただきました議案につきまして、全議案お認めをいただきました。誠にありがとうございました。今後その趣旨、目的にそって、適切に執行してまいりたいと思っておりますので、引き続き議員の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。いよいよ本格的な梅雨の時期を迎えます。今年のあの豪雨のことが頭をよぎるわけでございますけれども、どうぞ大きな災害が起こらないように願っているところでございます。町と致しましても消防団、自治会、そして地域の自主防災会等々、連携を密にして万全の体制で臨まなければならないというふうに考えておるところでございます。議員の皆様方に置かれましてもご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いを申し上げたいと思っております。本定例会、閉会にあたりまして、町長としてのお礼のご挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（森永和夫君） 以上をもって、令和元年6月第103回内子町議会定例会を閉会します。

午前10時33分 閉会

---

令和元年6月第103回内子町議会定例会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

内子町議会議長

---

内子町議会議員

---

内子町議会議員

---

## 第103回定例会付議事件名及び議決結果一覧表

## 1 町長提出議案

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
報告 8	平成30年度内子町一般会計繰越明許費繰越計算について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 7	受理
報告 9	平成30年度内子町水道事業会計繰越明許費繰越計算について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 7	受理
議案 30	内子町改良住宅等管理条例の一部を改正する条例について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 17	原案可決
議案 31	土地改良事業計画（上成地区）について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 17	原案可決
議案 32	平成31年度内子町一般会計補正予算（第2号）について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 17	原案可決
議案 33	平成31年度内子町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 17	原案可決
議案 34	平成31年度内子町水道事業会計補正予算（第1号）について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 17	原案可決
議案 35	平成31年度内子町下水道事業会計補正予算（第1号）について	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 17	原案可決
議案 36	第30号 五十崎中央自治会館新築建築主体工事に係る工事請負契約について	令和 1. 6. 7	令和 1. 6. 17	原案可決

## 2. 請願、陳情

番号	件名	提出 年月日	議決 年月日	議決結果
受理 1	「後期高齢者の窓口負担の見直し」にあたり、原則1割負担の継続を求める意見書の提出を求める請願（産業建設厚生常任委員会付託のもの）	令和 1. 6. 6	令和 1. 6. 6	不採択